575
213

0000481000

0000481-000

５７５－２１３

土耳其研究叢書

日土協会

第１篇

昭和３

AAB

土耳其研究叢書

第一篇

土耳其事情

東京 日土協會發行

日土協會編纂

土耳其研究叢書 第一篇

土耳其事情

東京 日土協會發行

昭和三年 文内 帝國

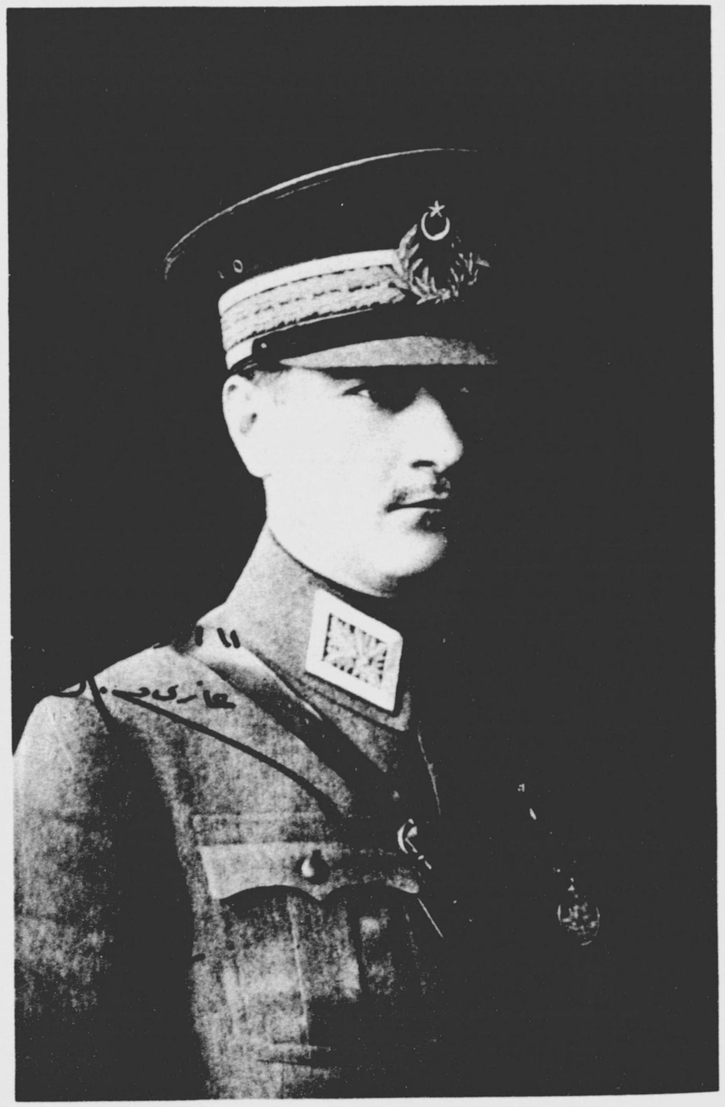

土耳其共和國大統領ガジ・ムスタフア・ケマル・パシヤの肖像

君府に於けるガジ・ムスタファ・ケマル・パシヤの銅像

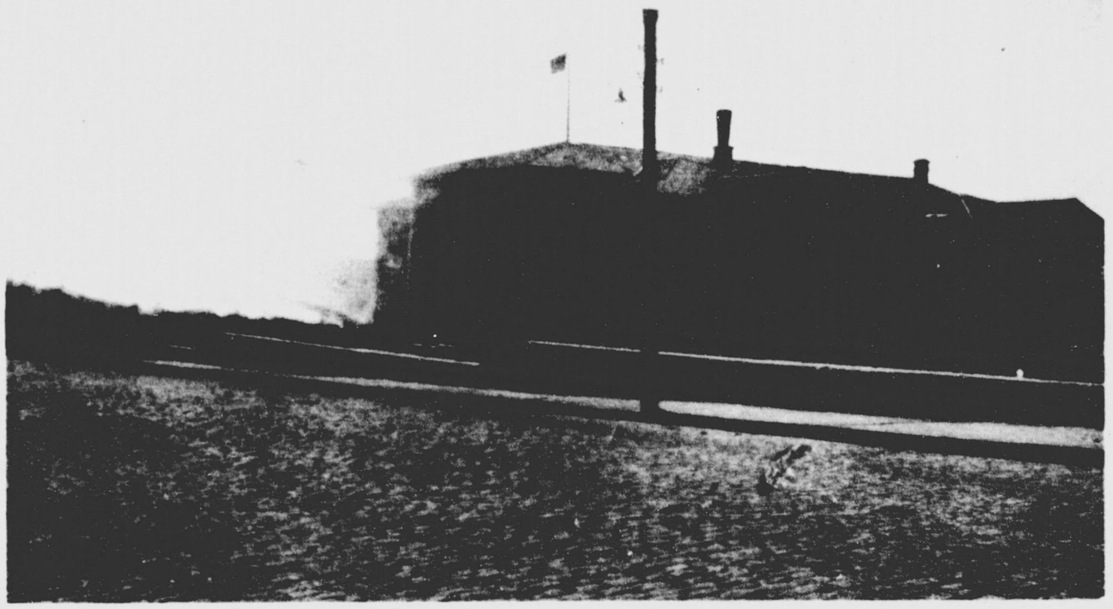

アンゴラに於ける土耳其國民議會

首府アンゴラの遠景

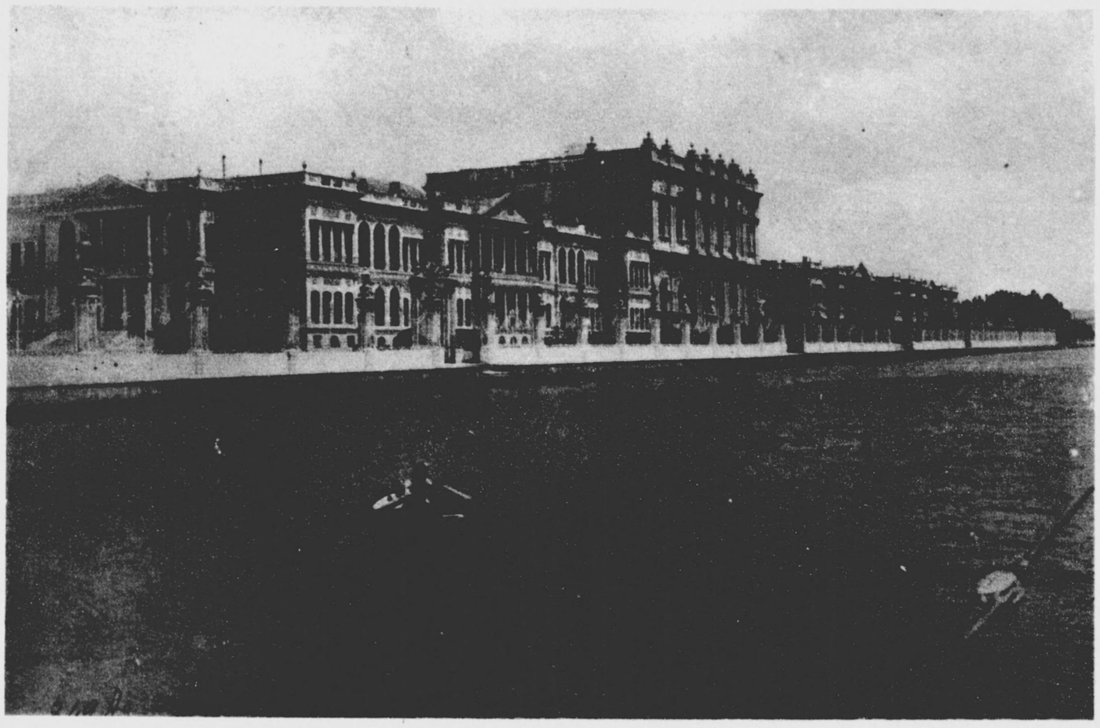

君府に於けるドルマ・バクチエ宮殿

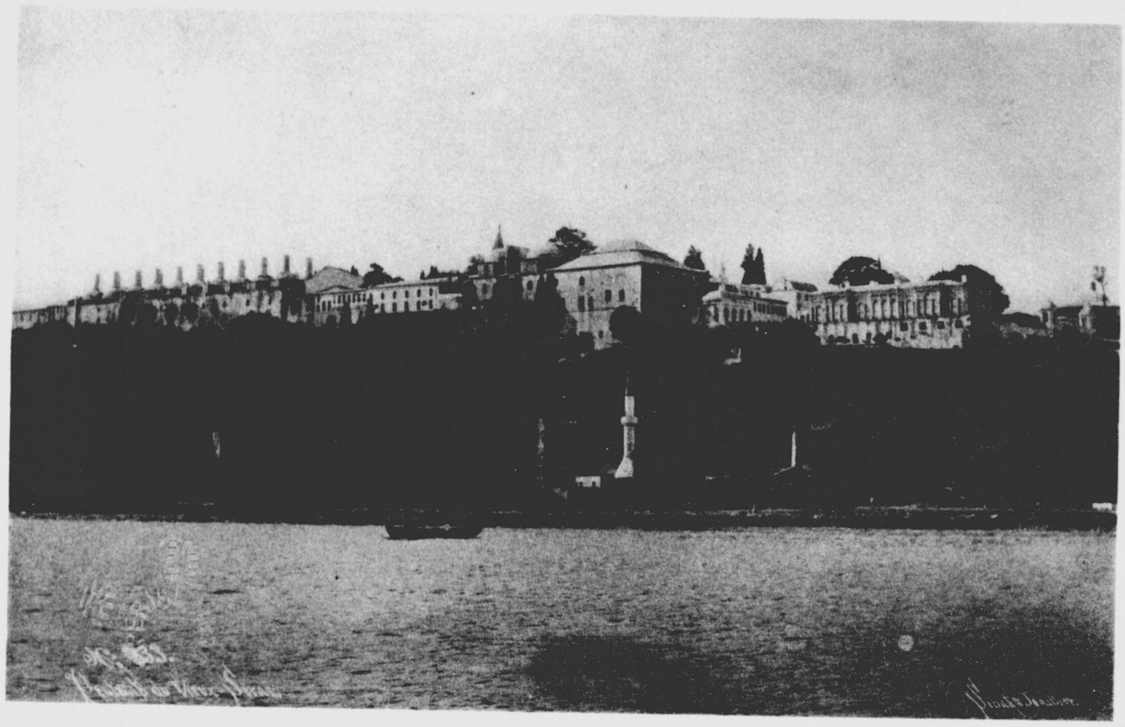

君府の舊城

君府における回教寺院

地
中
海

新土耳其共和國の地圖

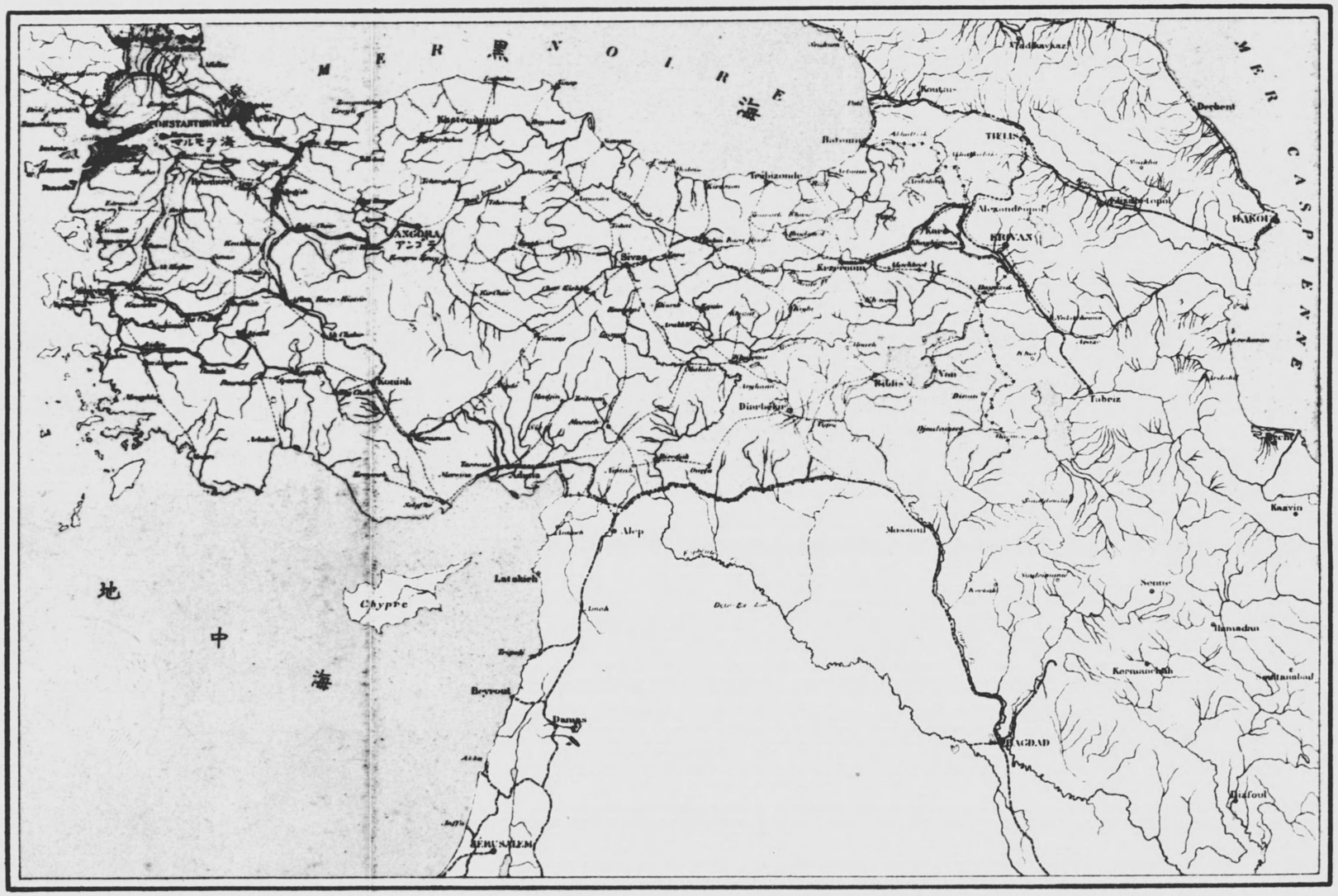
MER NOIRE
黒海
MER CASPIENNE
地中海
CONSTANTINOPLE
マルモラ海
ANGORA
アンゴラ
Sivas
Konieh
Adana
Alep
Latakieh
Chypre
Beyrout
Damas
JERUSALEM
Mossoul
BAGDAD
Kermanchah
Hamadan
Senne
Kazvin
Tabriz
Van
Bitlis
Diarbekir
Erzeroum
Kars
Alexandropol
KRIVAN
TIFLIS
Batoum
Koutais
Derbent
BAKOU
Trebizonde

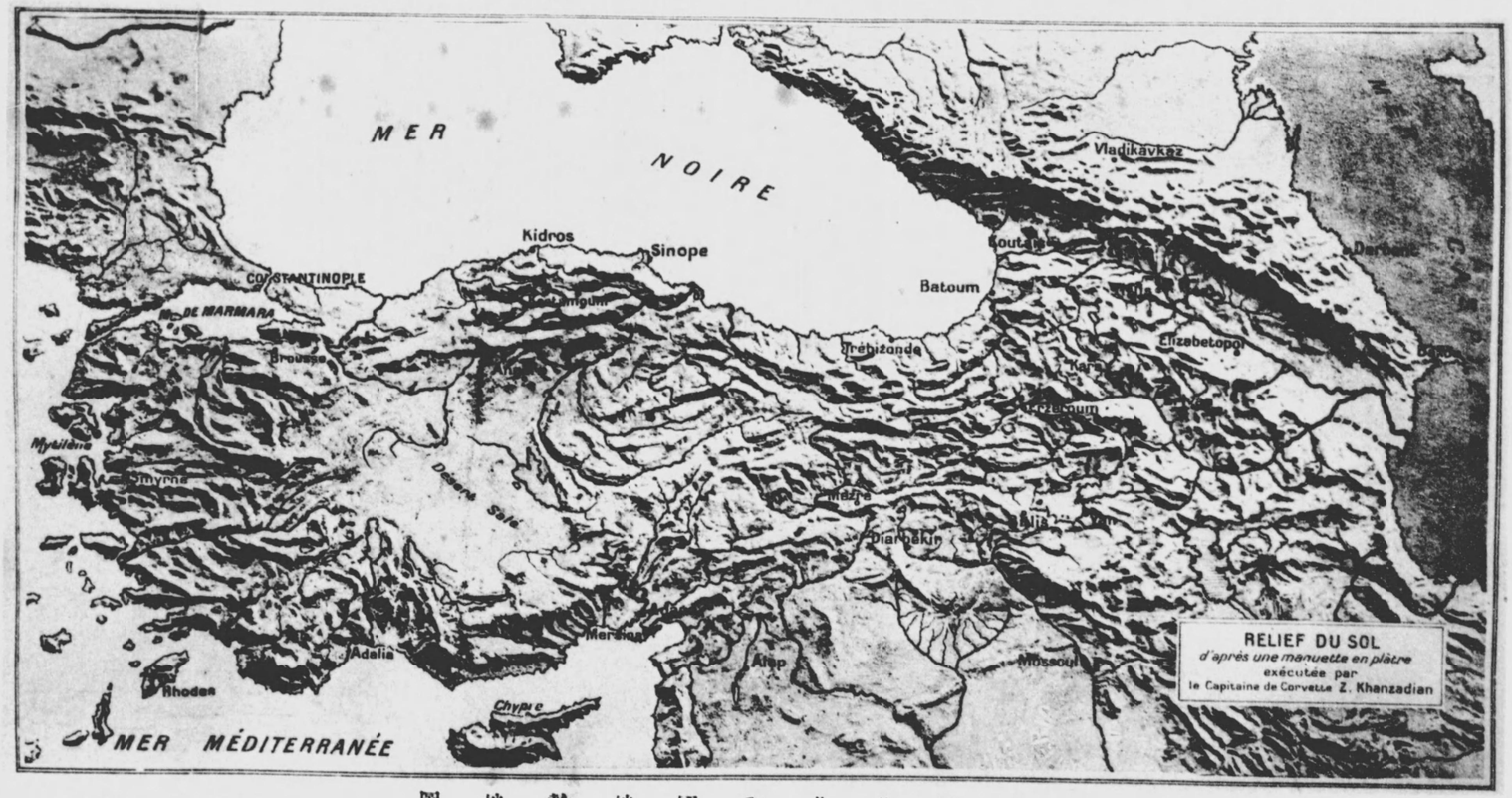

新土耳其共和國地勢地圖

皇室の祖先が始めてトルキスタンよりアルメニヤ
亞地方に到着し オットマン帝國を創設し都を
に奠む 西曆一二八五 ―― 一三二六年

ン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す

土耳其沿革地圖

第一圖

土耳其皇室の祖先が始めてトルキスタンよりアルメニヤを小亞細亞地方に到着し オットマン帝國を創設し都をブルサールに置む 西曆一二八五年 —— 一三二六年

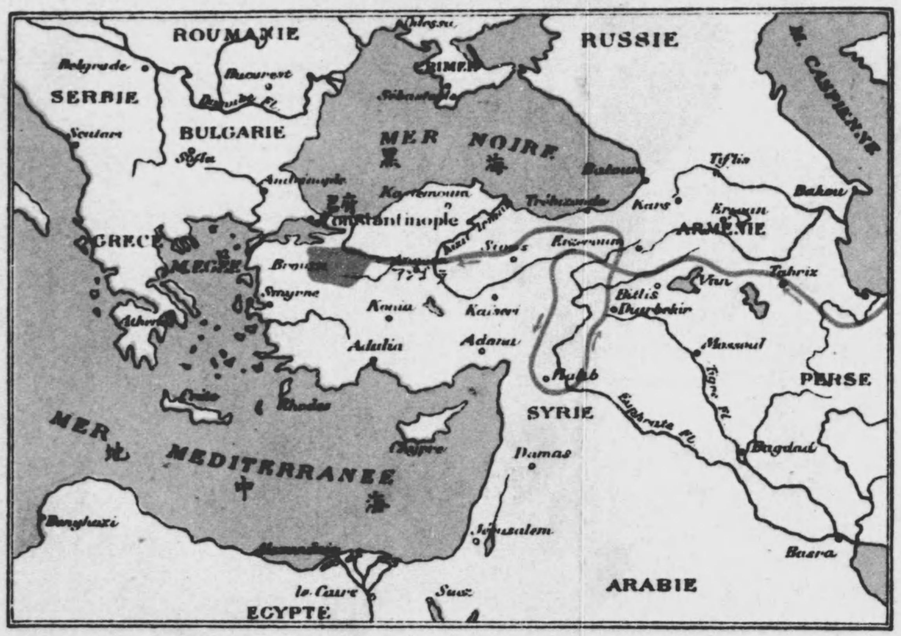

第二圖

オットマン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す
西曆一二六二年 —— 一四四四年

第三圖

オットマン帝國の擴張及マホメット二世の君府略取
西曆一四四四 —— 一四八一年

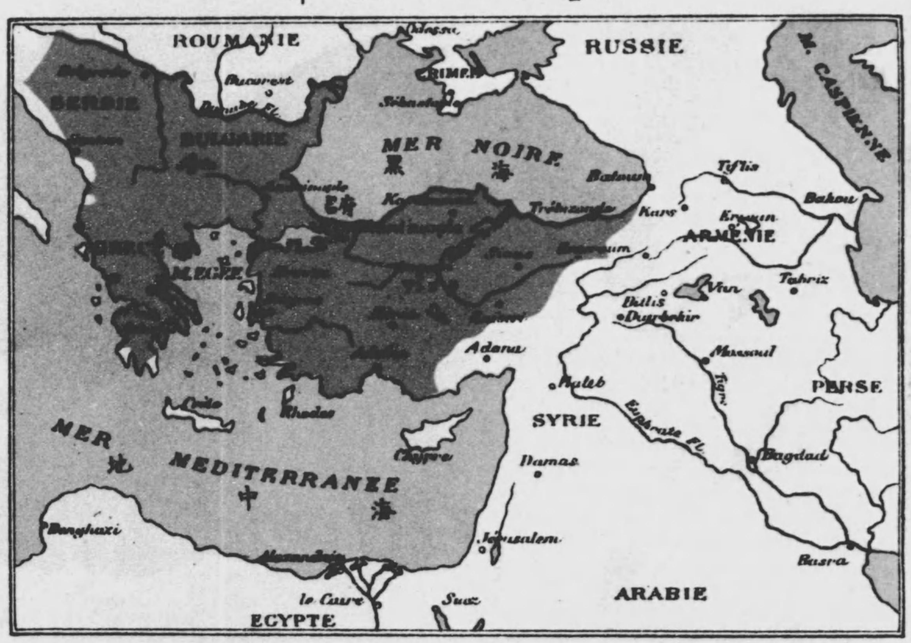

第四圖

スレーマン皇帝とオットマン帝國隆盛の頂上
西曆一四八一 —— 一六〇〇年

土耳其沿革地圖

第一圖

土耳其皇室の祖先が始めてトルキスタンよりアルメニヤ及小亞細亞地方に到着し オットマン帝國を創設し都をアルサールに置む 西曆一二八五 —— 一三二六年

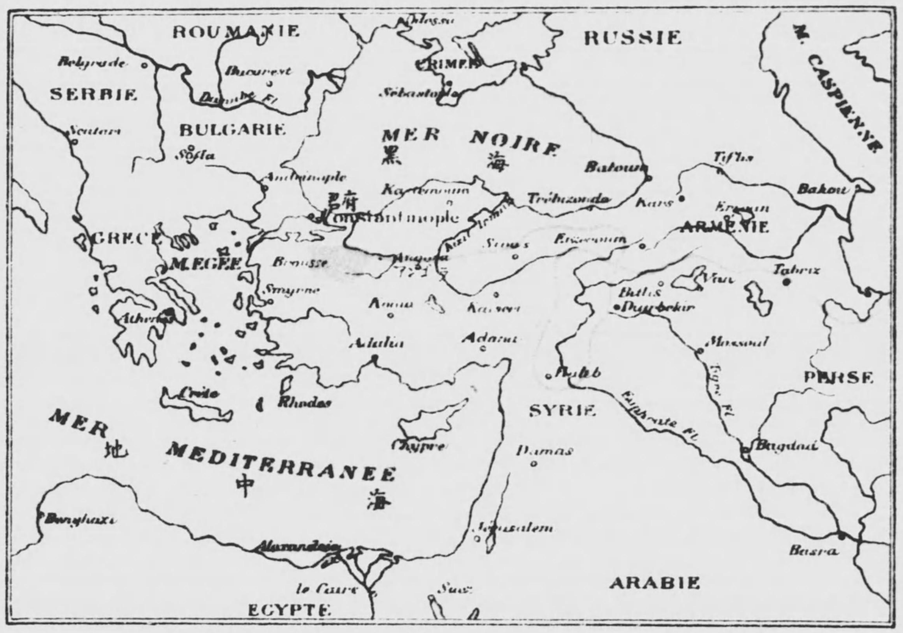

第二圖

オットマン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す
西曆一三二六年 —— 一四四四年

第三圖

オットマン帝國の擴張及マホメット二世の君府略取
西曆一四四四年 —— 一四八一年

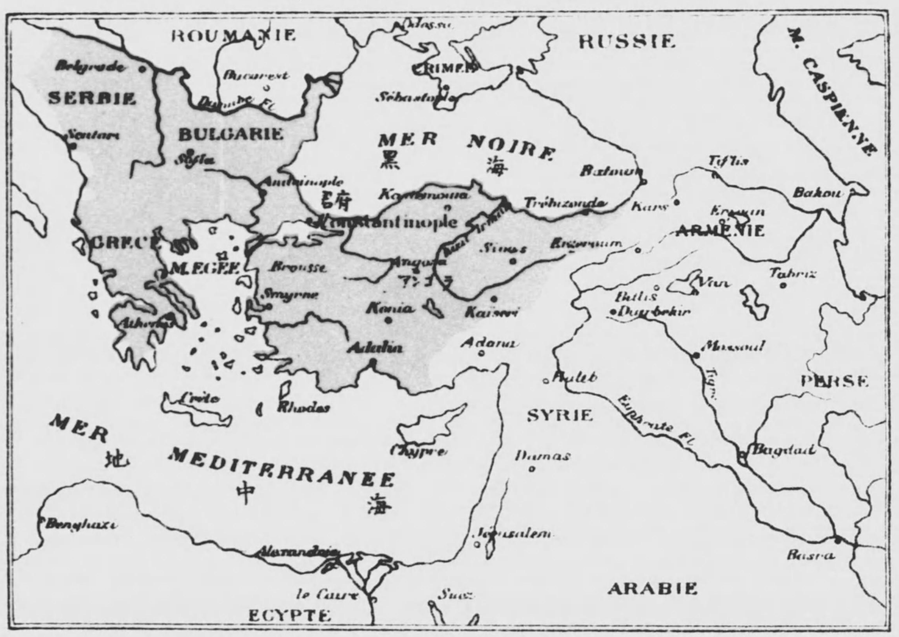

第四圖

スレーマン皇帝とオットマン帝國隆盛の頂上
西曆一四八一 —— 一六〇〇年

第一圖　オットマン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す
西曆一三二六年 —— 一四四五年

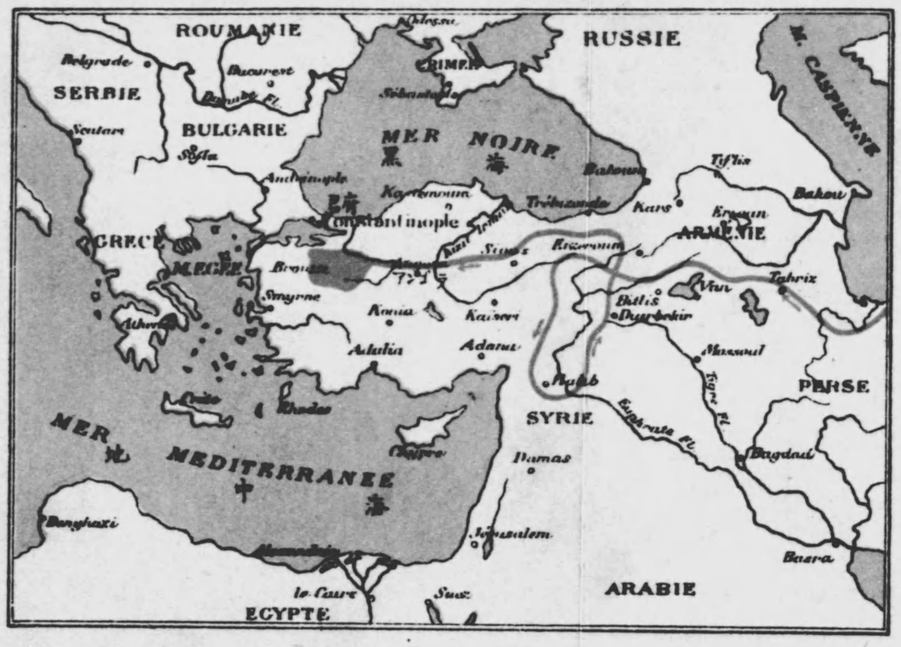

第二圖　オットマン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す
西曆一三二六年 —— 一四四五年

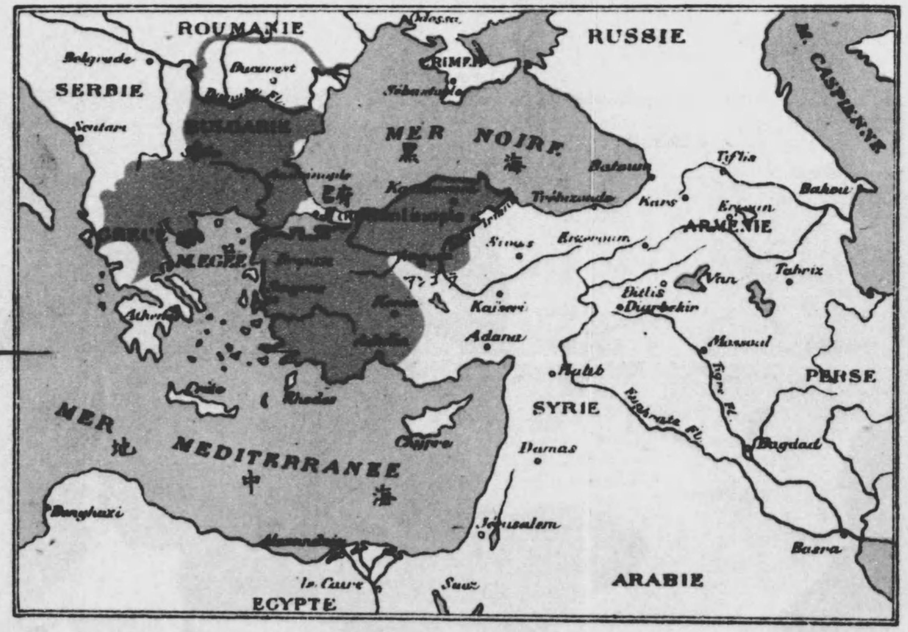

第三圖　オットマン帝國の擴張及マホメツト二世の名府略取
西曆一四四四 —— 一四八一年

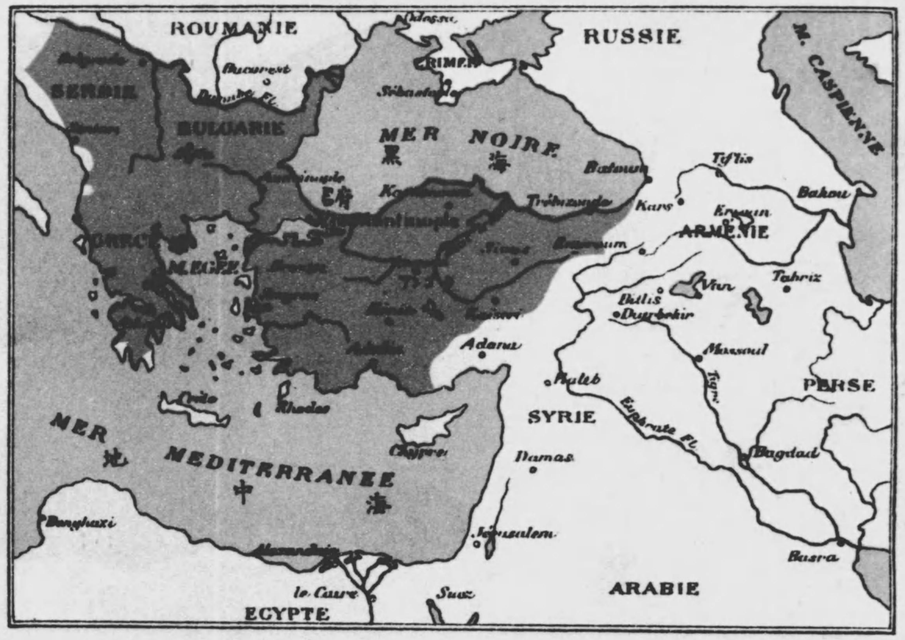

第四圖　スレーマン皇帝とオットマン帝國隆盛の頂上
西曆一四八一 —— 一六〇〇年

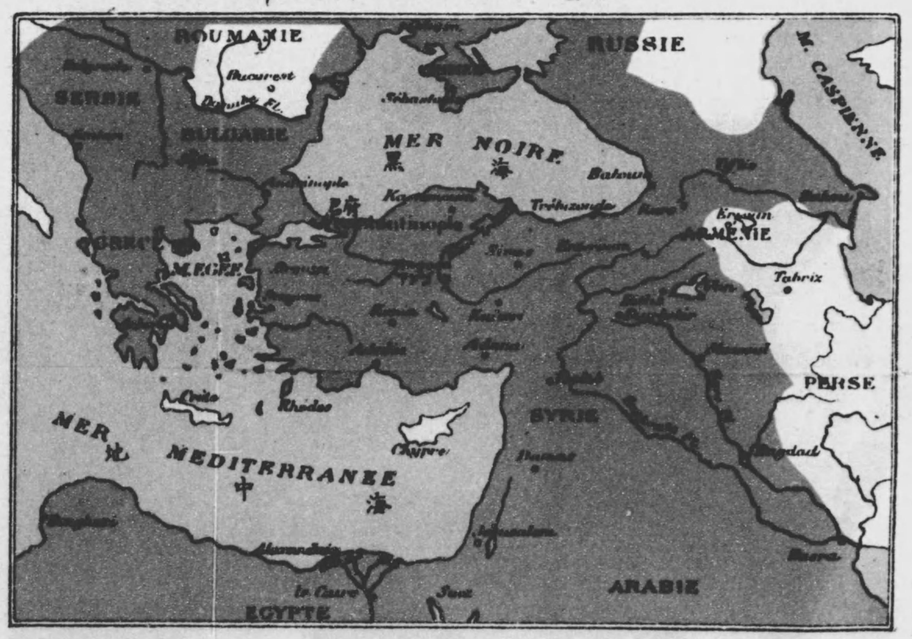

第一圖

土耳其皇帝オスマンが小亞細亞地方に到着し首都ブルサに入る 西曆一二八五年

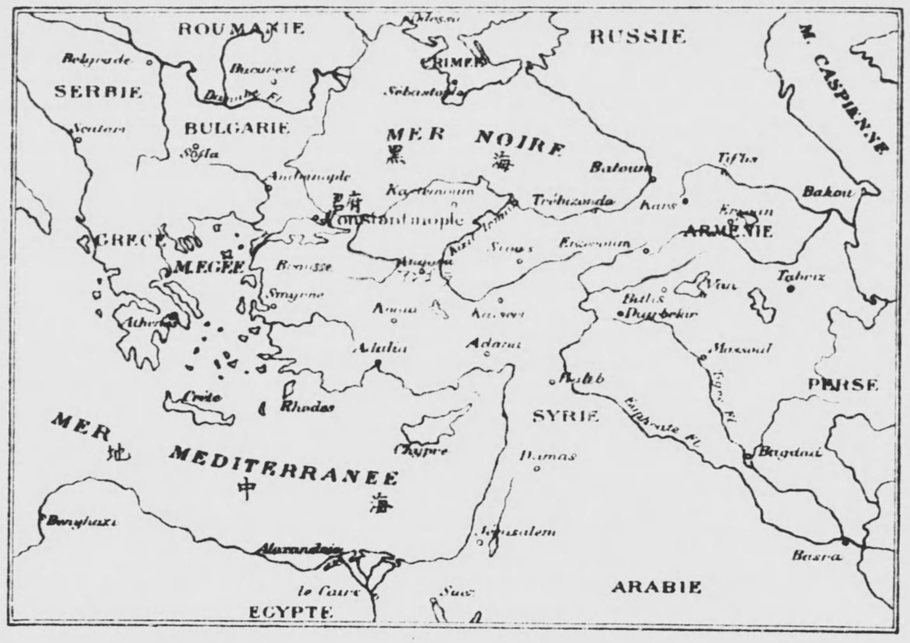

第二圖

オスマン帝國の版圖を歐羅巴及小亞細亞に擴張す

西曆一三二六年——一四四四年

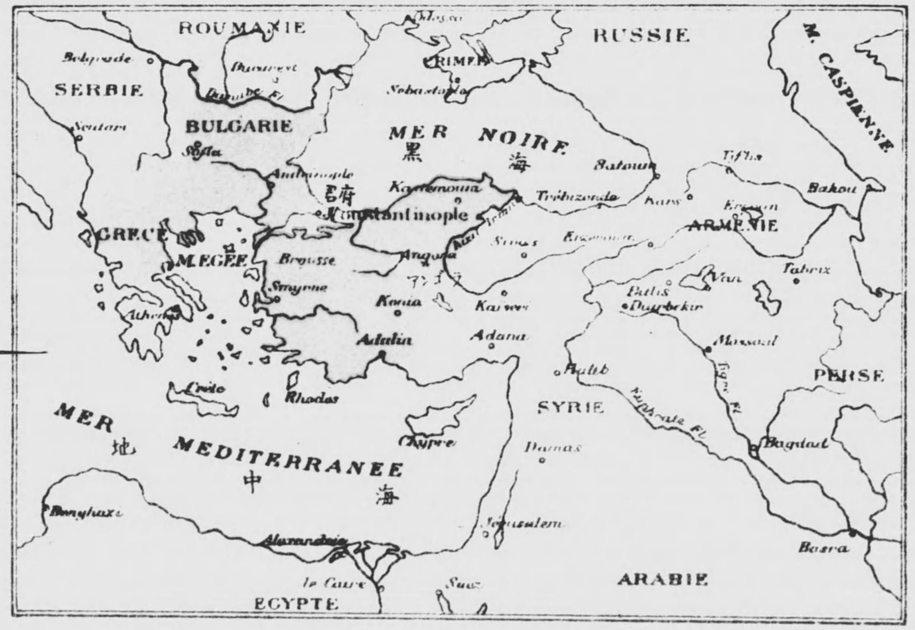

第三圖

オスマン帝國の擴張及マホメット二世の君府略取

西曆一四四四——一四八一年

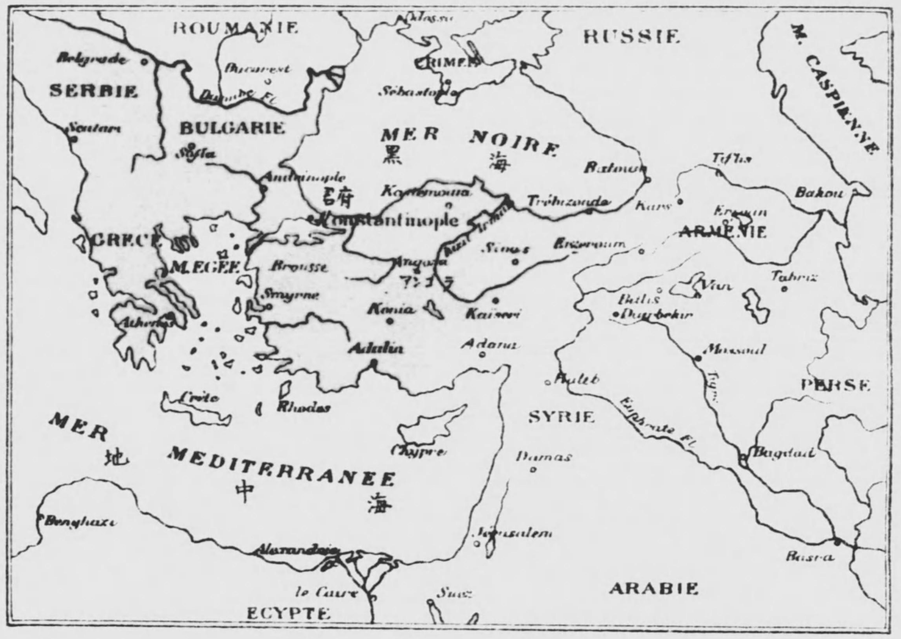

第四圖

スレーマン皇帝とオスマン帝國隆盛の頂上

西曆一四八一——一六〇〇年

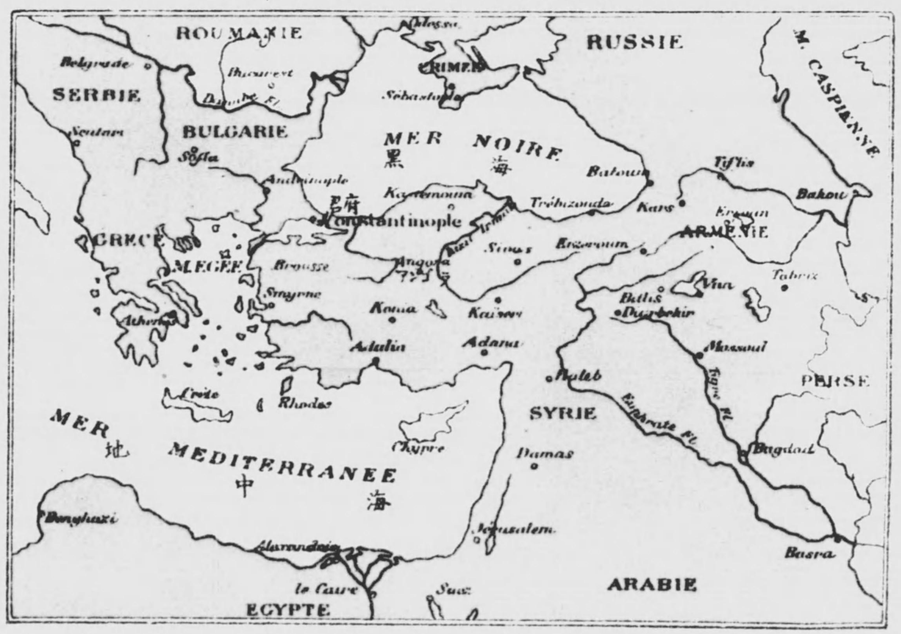

土耳其人のマセドニヤ及西スレースよりの撤退
一九〇七年ブカレスト條約

土耳其沿革地圖

第五圖　オットマン帝國の衰微　西暦一六〇〇——一九〇七

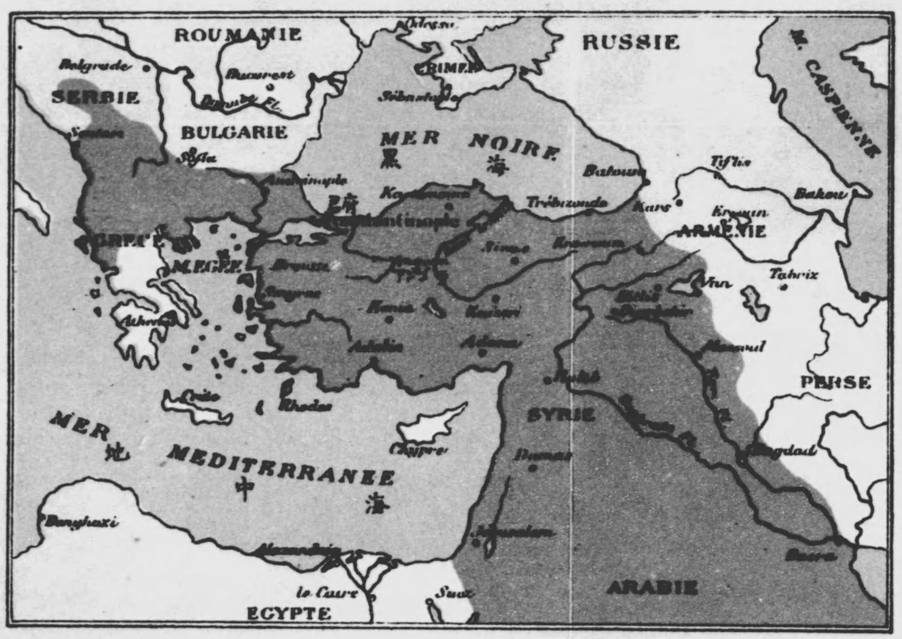

第七圖　世界戰爭と西暦一九二〇年のセーブル條約

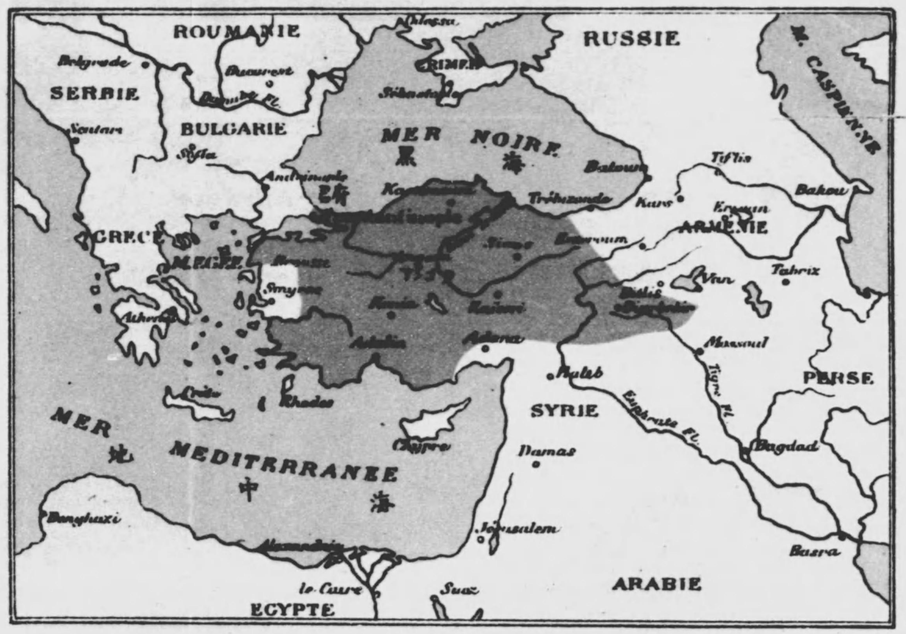

第六圖　巳爾幹戰爭と土耳其人のマセドニヤ及西レースよりの撤退
西暦一九一七年　ブカレスト條約

第八圖　新土耳其共和國の國境　西暦一九二三年のローザンヌ條約

土耳其沿革地圖

第五圖　オットマン帝國の衰微　西暦一六〇〇——一九〇七

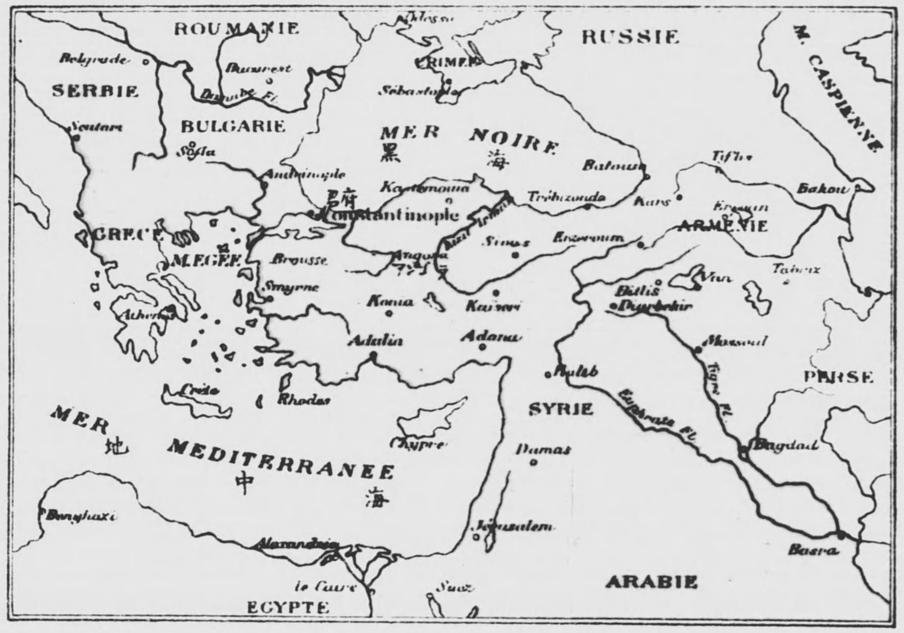

第七圖　世界戰爭と西暦一九二〇年のセーブル條約

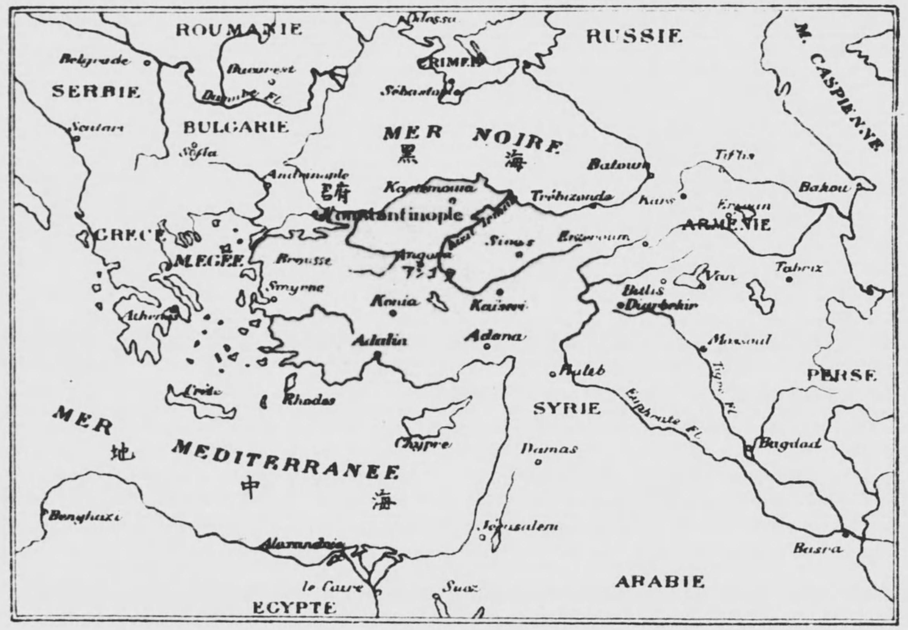

第六圖　己爾幹戰爭と土耳其人のマセドニヤ及西スレースよりの撤退
西暦一九〇七年ブカレスト條約

第八圖　新土耳其共和國の國境　西暦一九二三年のローザンヌ條約

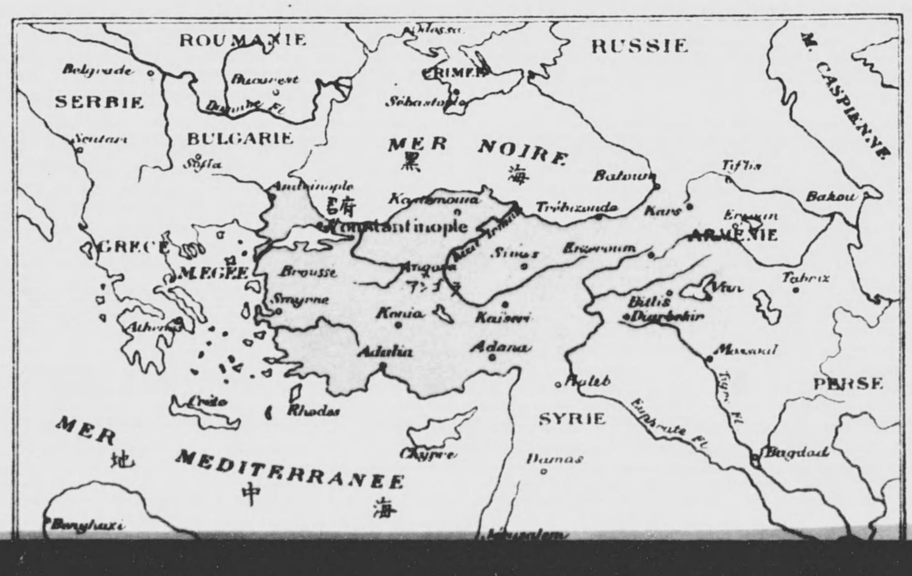

第五圖　オトッマン帝國の衰微　西暦一六〇〇——一九〇七

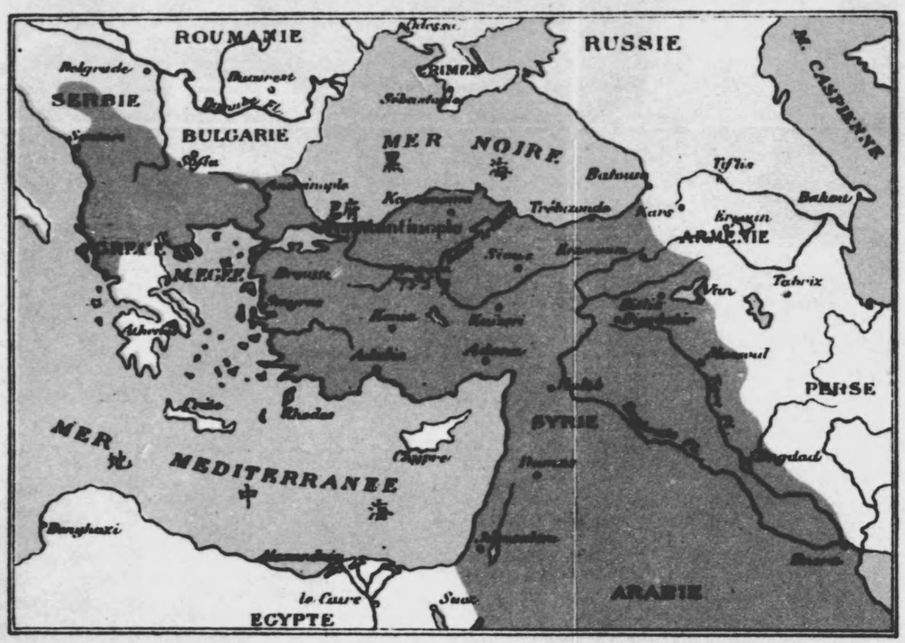

第七圖　世界戰爭と西暦一九二〇年のセーブル條約

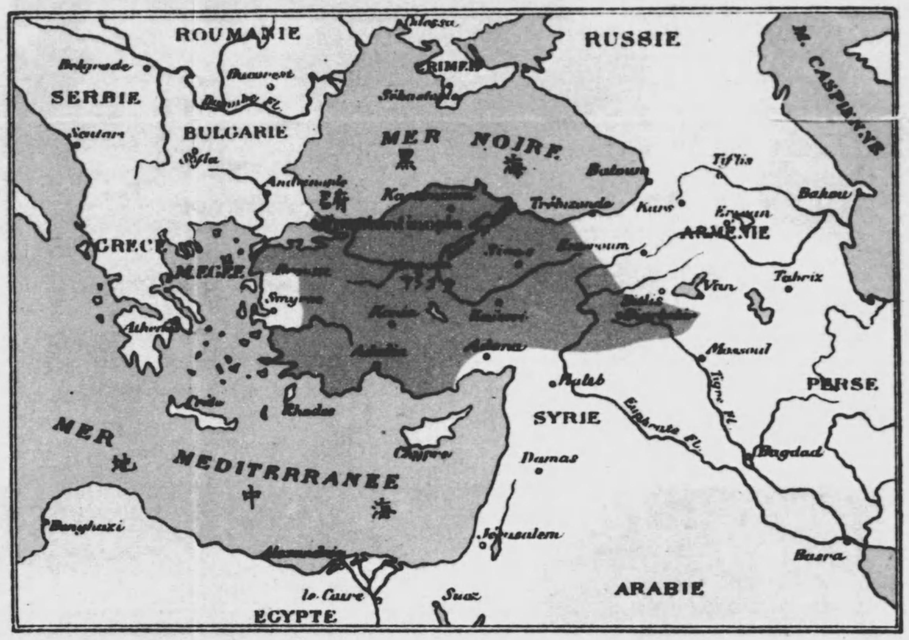

第六圖　巴爾幹戰爭と土耳其人の人マセドニヤ及ヤスーレス西撤退
西暦一九〇七年　ブカレスト條約

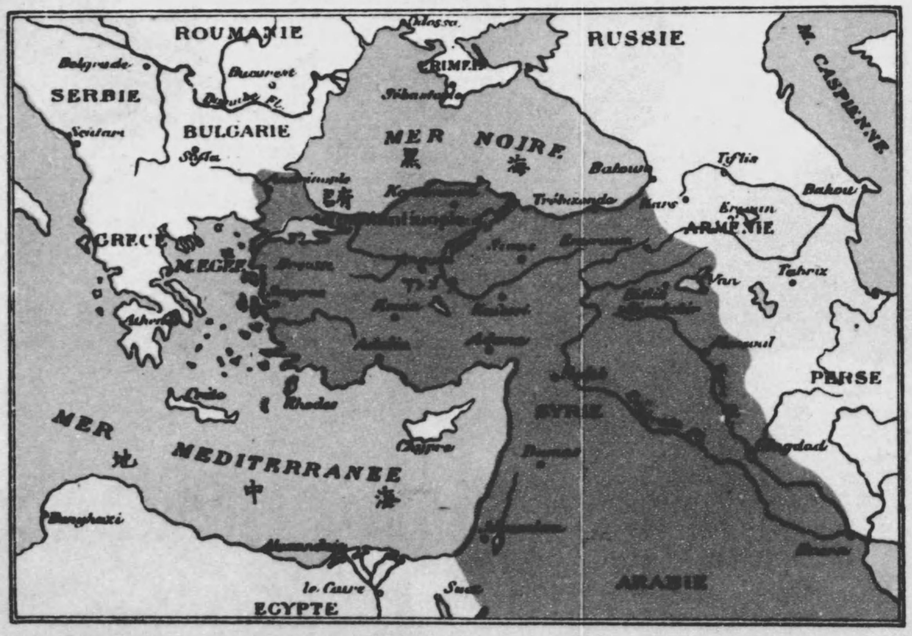

第八圖　新土耳其共和國の國境　西暦一九二三年のローザンヌ條約

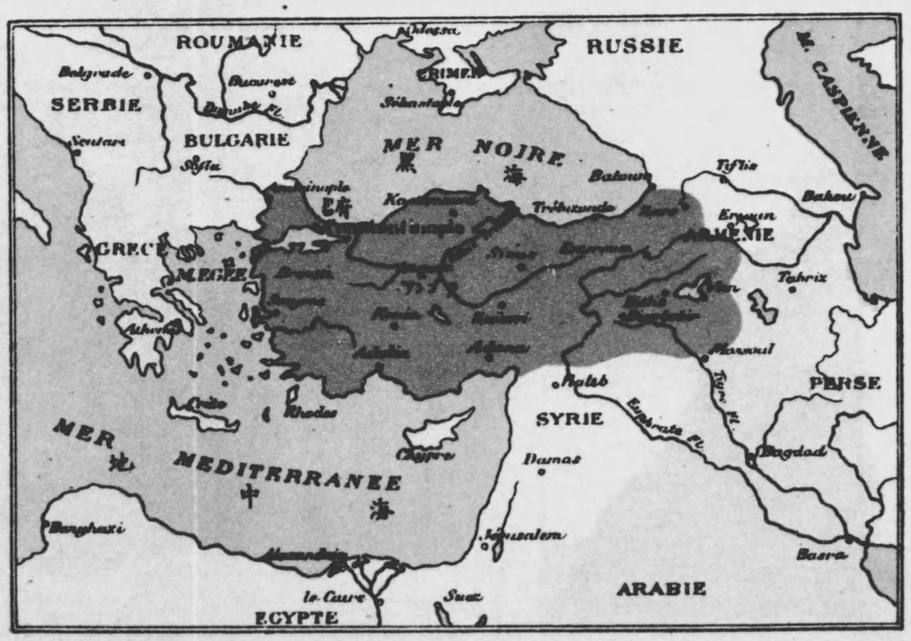

第五圖　オットマン帝國の衰微　西暦一六〇〇——一九〇七

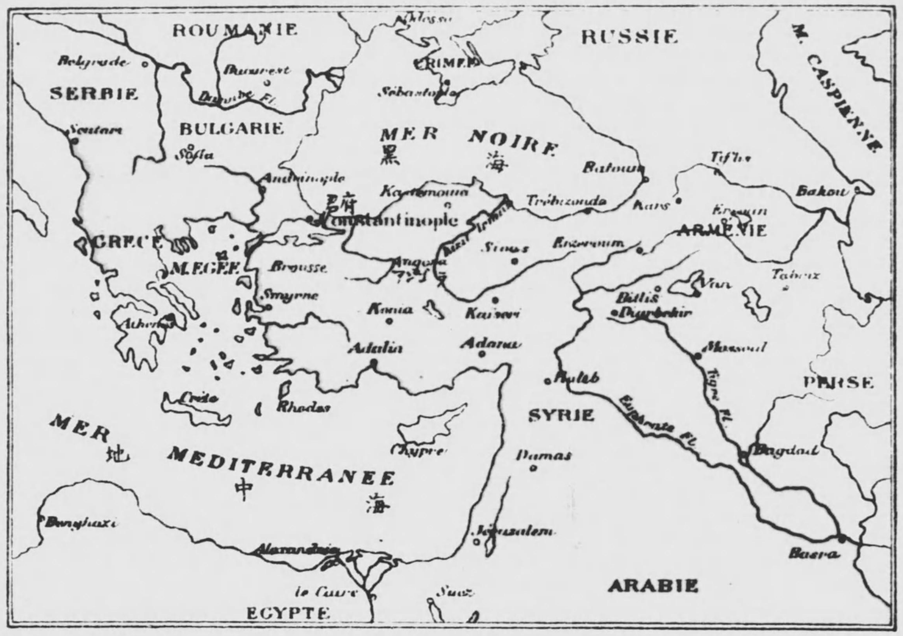

第七圖　世界戰爭と西暦一九二〇年のセーブル條約

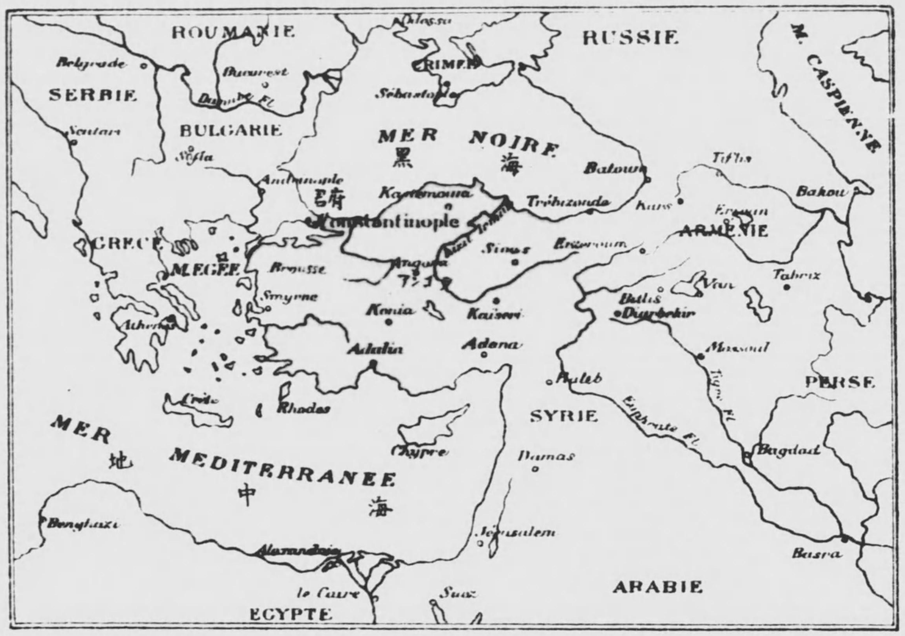

第六圖　巳爾幹戰爭と土耳其人のマセドニヤ及西スレースよりの撤退
西暦一九一三年ブカレスト條約

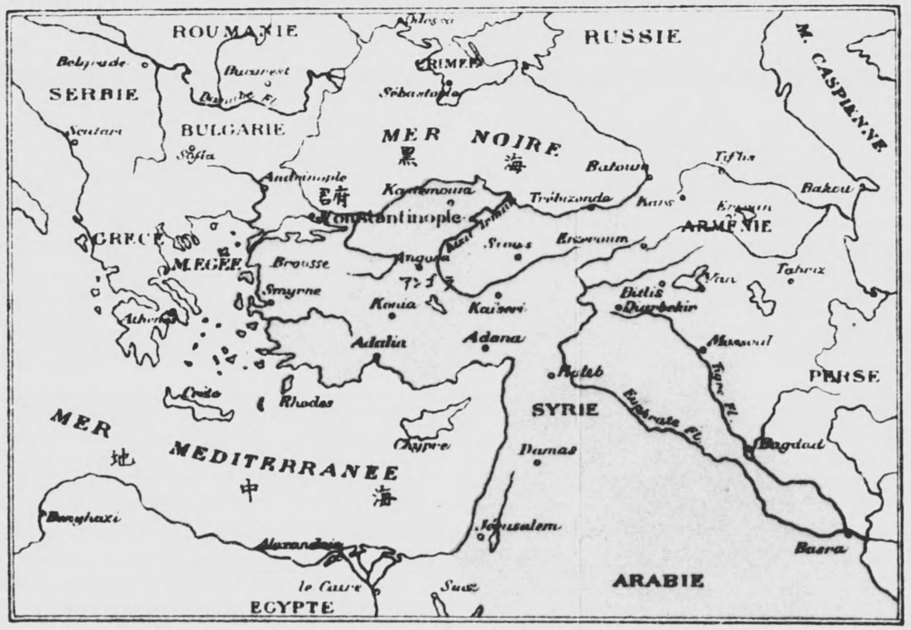

第八圖　新土耳其共和國の國境　西暦一九二二年のローザンヌ條約

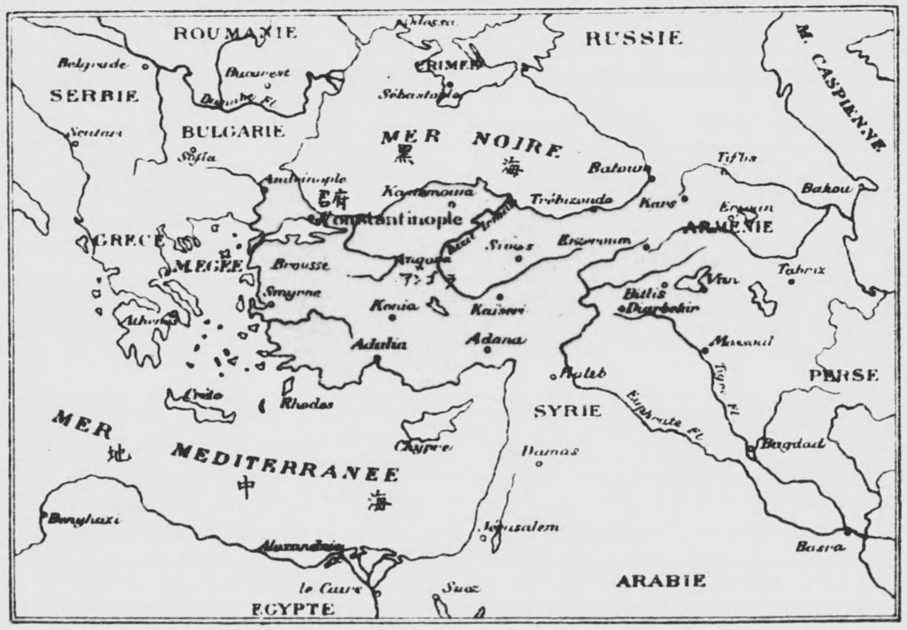

575-213

土耳其事情

目次

緒言……（一）
第一章 土耳其帝國……（七）
第一節 オットマン帝國の起原と沿革の概要……（七）
第二節 君府及兩海峽……（二九）
第三節 土耳其國内の異民族……（三五）
第四節 外國人の特權……（四二）
第五節 休戰後に於ける英、佛、伊三國の對土政策……（四四）

第六節　日米兩國と土耳其の國交……（四八）

第二章　土耳其共和國……（五五）

第一節　國民運動の成功……（五五）
第二節　新平和條約の締結……（六九）
第三節　新土耳其國の憲法と立法行政機關……（七六）
第四節　面積、氣候及人口……（八三）
第五節　教育制度……（八六）
第六節　司法制度……（八七）
第七節　財　政……（八八）
第八節　國　防……（九一）
第九節　鐵道と海運……（九四）
第十節　産　業……（九六）
第十一節　貨幣制度と金融機關……（一〇一）
第十二節　度量衡と年曆……（一〇四）

第三章　對外貿易……（一〇七）

第一節　最近の趨勢……（一〇七）
第二節　重要輸出入貿易……（一一二）
第三節　貿易港としての君府及スミルナ……（一二六）
第一款　君　府……（一二六）
第二款　スミルナ……（一三二）

第四章　本邦との通商關係

第一節　概說……（一三九）
第二節　本邦品市場としての現在及將來……（一四九）
第三節　本邦への原料供給地としての將來……（一八〇）
第四節　彼我通商促進に障害たるべき事項……（一九三）
　第一款　金融の逼迫と購買力の低下……（一九三）
　第二款　信用調査の困難……（一九六）
　第三款　爲替相場の變動及貿易資金融通の困難……（一九八）
　第四款　其他の困難……（二〇一）
第五節　彼我貿易の促進方策……（二〇三）

第一款　彼我事情紹介普及の必要……（二〇三）
第二款　直通船舶の開航並金融機關の新設……（二〇七）
第三款　商品陳列所の開設……（二三五）
第六節　關稅法と本邦品輸出との關係……（二三七）
　第一款　關稅法の概要……（二三八）
　第二款　輸出制限並禁止……（二三九）
　第三款　現行關稅率と本邦品輸出との關係……（二四一）

目次

終り

土耳其事情

緒言

日土協會編纂

既往數十年來土耳其人ほど諸外國の民衆に誤解された國民は他にあるまい。歐米諸國では土耳其人は最も頑迷な回教信徒で無暗に基督教徒を迫害する野蠻民族であるから、歐洲に於ては固より亞細亞に於ても獨立國民とし て存在を許せないと思ふ人が多いけれども、其實土耳其民族の異教徒に對する態度は、基督教徒の異宗派に對する態度よりも遙かに寛大であることは羅

馬加特力教徒が往年異宗派の人々を捕へて火炙りにした時代に、土耳其人は其征略した基督教徒及其他非回教民族に信教の自由を許したのみならず、兵役の免除と自治の特權を與へ、尚其後歐米諸國の基督教宣教師にも布教の自由と、種々の特權を授けた事跡に依つて明瞭である。

土耳其人が時々基督教徒のアルメニヤ人や希臘人を多數殺害したことは事實である。去りながら歐米諸國人の多くは、此等異民族の遭難は、彼等が基督教徒であるが故でなく、土耳其の臣民でありながら外國と通謀して反亂を企たためであることを知らない。又歐米諸國の人々は土耳其人がアルメニヤ人や希臘人を迫害する針小棒大の新聞通信を讀む毎に、同情して頗る憤慨するけれども、此等の基督教徒が、度々反亂を起して、無數の土耳其人を虐殺した事實、特に一九一九年希軍が小亞細亞に侵入した時、各地方の希臘民族が希軍に內應して、土耳其民族の村落と農作物を燒拂ひ老若男女を回教寺院に押

込め火を放つて之を屠殺した樣な事實は皆蔭蔽されて、少しも世間に傳らない。

土耳其の國內で、土耳其民族と基督教徒特にアルメニヤ民族又は希臘民族とが時々衝突して出現する慘憺たる修羅場は皆な土耳其領土の分割に關する歐洲列強の陰謀に起因することは關係諸國外交當局の外、之を知るものは少ない。

土耳其人は野蠻と思はれて居るけれども、彼等は平素文明を誇る歐洲人が大戰の當時盛んに使用した毒瓦斯は紳士の武器でないと云ふて、之を使はなかつた。土耳其人は信賴出來ないと云ふ者があるけれども、彼等は概して純朴な好人物で、其一言は、アルメニヤ人や希臘人の樣に狡猾な基督教徒の誓言よりも信賴出來ることは彼等に親しく接近した外國人が皆知る通りである。歐米人は土耳其人の一夫多妻制度を非難するけれども、一夫多妻は何れの國

でも富裕階級に行はれ、唯歐米人は法律に背いて陰かに之を行ひ、土耳其人は法律に許されて公然之を行ふ差があるに過ぎない。土耳其でも中產以下の人々は殆んど皆な事實上一夫一妻であつて今日では一夫多妻制度を廢止した。

歐米諸國では世界大戰に失敗した土耳其人は最早軍事上にも政治上にも全く無能力になつたものと認められて居た。けれども休戰後僅かに四ヶ年の間に土耳其の國民軍は遙かに優勢の武器と軍用材料を備へ英國の後援を賴む希臘軍を全滅し、其の占領した小亞細亞の一部と東部スレースを回復し、伊太利軍をアダリヤから、佛軍をシリシヤから、英佛伊三國の聯合軍を君府とダーダネルス海峽から撤退させた。之がため英國の首相ロイド・デヨージは其官職を失ひ、希臘のコンスタンチン皇帝は其皇位を失ひ、希臘の首相グーナリスと其閣僚は生命を失ひ、土耳其人は英國外相カーゾンと希臘の元老ヴエニゼロスに對する外交談判に連戰連勝を制し、亡國的のセーヴル條約を引裂いて、新にローザンヌ條約を締結し、治外法權其他舊條約に基く、外國人の特權を廢止して、完全なる獨立主權を回復した。之と同時に英國は希臘と共に近東に於て全く其威信を失ふた。

土耳其の事情に關する外國人の誤解は皆土耳其に反對する政治的宣傳から起るものである。歐洲諸國は多年來土耳其に對し、政治的又は領土的野心を逞ふする口實を作る爲め、土耳其國內に居住する基督敎徒を敎唆煽動して陰謀を企て種々な宣傳を試みた。近年の例を擧ぐれば一九〇八年墺國がボスニヤ、ヘルゼゴヴイナ州を併合した時には全歐洲に亘り盛んに反土宣傳を行ひ、ブルガリヤ、セルビヤ、モンテネグロ、希臘は第一巴爾幹戰爭中に、伊國は一九一一年トリポリ併合の爲に、聯合國は大戰中に、英希兩國は其後に至る迄或は演說により、或は新聞雜誌を利用し、眞實と半眞實と虛僞を混合して反土宣

傳を行ひ、土耳其人は少しも之を辨解する途がなかつたから、外國人は土耳其事情の眞相を知ることが出來なかつた。

我國と土耳其とは、近年迄利害關係が殆んど皆無の有樣であつたから、土耳其事情を研究する必要もなかつたけれども、ローザンヌ條約に依り、日本が正式に土耳其と國交を開始した今日、今後我が大和民族が、土耳其方面へ向け、經濟的發展を試むるには先づ其國情を詳知することの肝要なるは言ふ迄もない。此書は固より完璧ではないけれども、讀者が之に依り、土耳其と土耳其人に關する眞相の一班を窺ふことが出來れば幸である。

昭和三年四月

日土協會々長　内田定槌

第一章　土耳其帝國

第一節　オツトマン帝國の起源と沿革の概要

亞細亞、亞弗利加、歐羅巴の三大陸に跨る大帝國を建設し、最近世界大戰に至る迄數百年間、歐洲の軍事外交上に重要な位置を占めた土耳其人の祖先が亞細亞人種であることは世人の知る通りであるが、元來土耳其民族は慓悍にして戰鬪を好み、唐宋時代に屢々支那の邊境を侵した匈奴も亦同民族であると云はれて居る。彼等は亞細亞の中原から漸次諸方へ向つて發展し、其一部落のセルジューク(Seljuk)族は十一世紀中に大軍を率ひて西部亞細亞に侵

入し、回教徒の亞剌比亞民族を征服し、當時ビザンチン(Byzantine)帝國(コンスタンチノープルを首府とする希臘人の東羅馬帝國)の領土であつたアルメニヤと小亞細亞を略取して、回教帝國を建設し、東は支那の國境から西は亞弗利加に達する迄、其の版圖を擴張した。十三世紀の始に此のセルジューク帝國が蒙古から侵入した成吉斯汗の大軍に蹂躙され既に衰弱した時代に、同じく蒙古軍に壓迫され、中央亞細亞から波斯を經て其の領内に逃れたのがオツトマン(Ottoman)帝國の元祖オスマン(Osman)の父エルトグルール(Ertoghrul)の率ゆる數百騎の土耳其民族であつた。オスマン父子はセルジューク朝に仕へ、小亞細亞の西北隅にあるエニシエヒル(Yenisheir)地方に領地を與へられたが、一三〇〇年セルジューク帝國の滅亡と同時にオスマンは獨立して皇帝(Sultan)と稱し、小亞細亞に於けるビザンチン帝國の領土を蠶食して其版圖を擴張しオツトマン帝國の基礎を築いた。

オスマンの子オルカン(Orkhan)(在位一三二六―一三五九年)はマルモラ海沿岸のブルーサ(Brusa)を取り、都を此地に移し、小亞細亞に殘存するビザンチン帝國の領土を悉く略取し、一三五五年には海峽を越へて歐洲に渡り、先づガリポリ半島の要塞を占領し、之を根據としてマルモラ海の沿岸地方を侵略した。

オルカンの子ムラッド一世(Murad I)(一三五九―一三八九年)は次第に歐洲の奥地に侵入し、一三五七年都をアドリヤノープルに遷し、其の北と西に向つて版圖を擴張し、一三八九年にはセルビヤ王の率ゆる十萬の大兵をコツソヴオ(Kossovo)にて擊破し、其子バエジッド一世(Bayezid I)(一三八九―一四〇三年)は一三九六年ニコポリス(Nikopolis)に於て匈牙利軍を破り、歐洲に於ける土耳其の國境は、ダニューブ河に達し、又亞細亞方面に於ても、舊セルジューク帝國版圖内に割據する諸侯を征服して其の領地を併合した。然るに一四〇二年

波斯の英傑タメルラン（Tamerlane）は二十萬の大兵を率ゐてサマルカンド（Samarkand）を出發し、破竹の勢を以て、小亞細亞に侵入し、アンゴラ附近に於て、土耳其軍と會戰し、バエジツドは其の五子と共に約十萬の兵を以て、奮鬪したけれども衆寡適せず敗北し、バエジツドは其の一子及多數の將軍と共に敵の捕虜となつた。

アンゴラの敗戰後バエジツドは間もなく死亡し、タメルランはブルーサを始め、小亞細亞の各都市を占領して財物を掠奪し、オツトマン帝國の再興は殆んど絶望の有樣となつた。けれどもタメルランはスミルナ占領後歐洲に渡らずして一四〇五年サマルカンドへ引返し、バエジツドの諸子は皇位相續の爲め數年間互に爭鬪し、終に勝を制したマホメツド（一四一三—一四二一年）が位を繼ぎ、數年の間に國內を平定し、父の領土を悉く回復した。マホメツドの孫マホメツド二世（Mahomed II）（一四五一—一四八一年）は一四五三年ビザンチ

ン帝國の首府コンスタンチノープルを圍みて、之を陷れオツトマン帝國の首府をアドリヤノープルから此地に遷した。

マホメツド二世は其後ワラキヤ（Wallachia）を藩屬國となしクリミヤ及其附近の沿海地方を併合し、バエジツド二世（一四八一—一五一二年）は波蘭に侵入し希臘の大部分を略取しセリム・ゼ・グリム（Selim the Grim）（一五一二—一五二〇年）はアルメニアを併合し、波斯の西北部を占領し、一五一七年にはシリヤ、埃及並に回教の聖地メツカ（Mecca）及メディナ（Medina）と共に亞剌比亞を略取し、回教祖マホメツドの後繼者として回教の教主（Caliph）となつた。

オツトマン帝國はセリムの後繼者スレイマン（Suleiman the Magnificent）（一五二〇—一五六六年）の時代に至り隆盛の絶頂に達し、其版圖西は獨逸より東は波斯に擴がり、黑海は土耳其の湖水となり、ユーフレイト河の溪谷は、バグダツトと共に波斯灣に建設された土耳其帝國の權力に服從し、ヴエニス人は Morea

ミ多島海の島嶼から逐出され、巴爾幹半島は殆んど全部土耳其人の手に歸し、地中海の諸島はクレート(Crete)及モルタ(Malta)の兩島を除く外皆之を略取し、亞弗利加の北海岸は埃及からモロッコに至る迄、土耳其皇帝の覇權を承認し、地中海に於ける土耳其の海軍力は、基督教國の中心である伊太利を威壓し、歐洲列強の勢力均衡上頗る重要視される樣になつた。

然るに其後ジャニサリース(Janissaries)ミ呼ぶ近衛軍隊が宮廷の陰謀に加はり、十七世紀から十八世紀に亘り、頻繁に皇帝の廢立を行ふたため帝國の中心勢力は次第に衰弱した。元來土耳其の皇位は長子相續の制度であつたけれども、一六一七年土耳其皇帝が回教々主の位を兼ねて以來、幼者は教主の任に當ることが出來ぬので、皇位はオスマン家の男子皇族中最長年者が繼ぐことに改められた。之が爲めジニサリースミ結托して帝位を爭ふ者が出來た次第である。

スレイマン沒後約百年間には尙多少の新領土を獲得したけれども、之を統治する皇帝は內外に對し漸次に威信を失ひ、內政上にも種々な弊害を來たした。歐洲諸國は此機に乘じて土耳其帝國の分割を始め、土耳其民族に征服された基督教徒の異民族は續々ミ獨立を企て、歐洲列國の間に所謂東方問題が起つた。墺太利は一六八六年にブタペスト(Budapest)を取り、一六九九年のカーロウイツ(Karlowitz)條約ミ一七一八年のパッサルウイツ(Passarowitz)の條約に依つてトランスシルヴァニヤ、匈牙利の殆んど全部、スラヴオニヤクルーチヤ、ボドリヤを始め、其他廣大な領土を獲得し、黑海の北部及西部沿岸地方は屢次戰爭の結果終に露西亞に併合せられ、希臘は一八二一年獨立戰爭を起し、英佛露三國の掩護に依り一八二九年に獨立王國ミなり、其後セルビヤ、ルーマニヤ、ブルガリヤも亦歐洲諸國の援助に依り、夫々獨立するこミになつた。

皇帝セリム三世(Selim III)(一七八九—一八〇七年)は土耳其の衰勢を挽回す

る目的で軍事上及政治上の大改革を企て、マームッド(Mahmed)(一八〇八―一八三九年)の代になつて之を實行した。元來土耳其の皇帝は回教の教法に背かない限り、絶對獨裁權を有し、生殺與奪の權を握つて居たけれども、其所爲が教法に違背するや否やは專ら司教總監(Chief Mufti)の判斷に依つて定めるものであるから、若し野心家がジヤニサリースと結托し、又司教總監と共謀して現皇帝は回教の教法を無視する暴君にして國家統治の任に當ることの出來ない人であるとの判定を得た場合には、容易に其廢立を行ふことが出來た。

當時土耳其帝國の行政區域は二十六州に分れ、各州長官は生殺與奪の權を擁して暴政を行ひ、尙ほ其外に祖先の軍功に依り領土を與へられた豪族諸方に割據して、中央政府の命令を聞かず、ジヤニサリースは宮廷の陰謀に加はり益々橫暴を極めて居つた故、セリム二世は此等豪族の跋扈を制し、地方官の暴政を矯正すると共に、佛蘭西式に倣ひ新陸軍を編成し、ジヤニサリースの廢止

を計畫した。此計畫は既得權を害せらるゝ人々の反對を受け、一八〇七年ジヤニサリースは司教總監の認めた改革反對意見書を携へ宮城に闖入し、セリム皇帝を廢してムスタファ四世(Mustapha IIII)を立てた。其後間もなくセリムの復位を計畫する者があつて、セリムもムスタファ四世も暗殺され、マームッド二世(Mahmud II)が唯一人のオスマン家生存男子として、一八〇八年皇位を繼いだ。同帝は斯る改革が急激に實行出來ぬ事を知り、即位の始めに當り、舊制度の變更に反對する詔勅を發し、徐々に砲兵隊の改良を行ひ、一八二六年に至り、司教總監の協贊を得て、新陸軍の編成に着手し、之に反抗したジヤニサリースは砲兵隊に命じて悉く射殺させ、其の制度を廢止した。マームッドは直に歐洲式に依り、四萬人の正規兵を編成し、追つて之を二十五萬人に增加し、地方長官の生殺與奪の權を取上げ、租稅制度を整理し、地方行政上に種々重要な

る改革を行ふた。

此等の改革は全帝國に大衝動を與へ、特に亞細亞及亞弗利加の土耳其領内には、之に反對するもの尠からず、佛國は此の機會に乘じ、一八三〇年に Algiers を占領し、翌年には埃及總督メヘメット・アリ・パシヤ(Mehemet Ali Pasha)の反亂起り、土耳其は自力を以て之を鎭壓することが出來ず、英國及其他歐洲諸國の干涉を招き、其の結果埃及國に世襲總督府を置くことになり、一八八一年佛國がチュニスを占領した時英國は埃及を占領した。

マームッド二世の後を承け帝位に即いたアブダル・メジッド(Abdul Mejid)(一八三九―一八六一年)は引續き内政改革を行ひ、一八三九年十一月グルハネ(Gulhane)の勅令を發し、土耳其臣民の生命財産及名譽は、種族宗教の如何を問はず、皆其安全を保證し、新に稅法を制定し、歐洲式の徵兵制度を採用し、之を土耳其民族に勵行し、皇帝アブダル・ハミッド二世 Abdul Hamid II)(一八七六―一九〇九年)は國内に於ける基督敎徒の待遇に關し外國政府が土耳其内政に干

涉することを避くる爲、一八七六年俄かに憲法を發布し、帝國議會を設け、代議政體を採用したけれども、其後間もなく露土の戰爭起り、皇帝は一八七八年二月議會を解散し、憲法を中止した。

アブダル・ハミッド二世の在位中土耳其は露國との戰爭に失敗した結果、一八七八年の伯林條約に依り、三億ルーブルの償金を露國に拂ふことになり、ルーマニヤとセルビヤの獨立を許した。又墺太利は同條約に依りボスニヤ(Bosnia)ヘルゼゴヴイナ(Herzegovina)の兩州を占領して、ノヴイヴアザール(Sanjok of Novibazar)縣にも守備兵を置き、土耳其はカルス(Kars)アルダハン(Ardahan)及バツーム(Batum)の三州を露國に讓つた。此時英國は土耳其と特約を結び、露國が今後更に、亞細亞土耳其の領土を侵す場合には、土耳其を助けて之を防禦する其の代りに、土耳其は英國と協議して、同地方の内政を改革することを約し、又英國に其の約束履行の便宜を與ふる爲め、土耳其は地中海のサイプラ

ス(Cyprus)島を英國に渡し、軍用地として其の行政を引受させ、若し土耳其が内政改革の約束を誠實に履行し、且つ露國がカルス、アルダハン、及バツームの三州を土耳其に返還した場合には、英國もサイプラス島を土耳其に返還する條件を以て、英國は遂に同島を占有することゝなつた。

土耳其はアブダル・ハミツド二世の即位前に外債の一部を否認し、其の即位後間もなく露國との戰爭に敗れたため、財政は極度に紊亂して紙幣は暴落し、外國債權者は頻りに債務の支拂を督促するので、同帝は已むを得ず一八八一年に公債管理署(Ottoman Public Debt Administration)を創設し、外國債元利支拂と露國に對する償金支拂の財源に充つる爲、六種の國稅(煙草、鹽、印紙、酒精、漁業、絹に對する間稅)を同署に委讓し、債權者を代表する歐洲人に其徵收と管理を委任した。

アブダル・ハミツド二世は、青年土耳其黨が其の廢立を企てた以來、警戒を嚴

重にして宮城に引籠り、親ら萬機を獨裁し、憲法を廢棄して專政々體を復活した。之か爲皇帝の威令は亞細亞土耳其の隅々まで達する樣にはなつたけれども、歐洲の土耳其領特にマセドニヤとクレート島では土耳其の官民と基督教徒の軋轢益々甚だしく、終に歐洲諸國の兵力干涉を來し、英露兩國皇帝は一九〇八年六月レヴアル(Reval)で會合した。

豫てより巴里に本部を置き、祖國の內政改革を計畫した土耳其青年黨は、此の情勢を見て英露兩國が歐羅巴土耳其の分割を畫策するものと認め、俄に其本部をサロニカ(Salonika)に移し、陸軍少佐エンヴエルベイ(Enverey)及其他陸軍將校を首腦とする統一進步委員(Committee of Union and Progress)を組織し、マセドニヤとアルバニヤ地方の土耳其軍隊と謀り、一九二三年七月二十三日サロニカに於て革命を宣言し、アブダル・ハミツド皇帝に對し、一八七六年の憲法復活を要求し、若し其の要求に應じなければ、第二軍團及第三軍團は君府へ向け

進軍すべしと威嚇した。皇帝は内亂を避くる爲め翌二十四日直に憲法を復活し、衆議院議員の選擧を命ずる詔勅を發し、之に引續き探偵制度及新聞檢閲制度を廢し其他種々改革を實行し、舊探偵局長と二三の官吏が暗殺された外何等の流血を見ずして革命は遂行された。此革命に依り土耳其臣民たる者は宗教、種族の如何を問はず皆な憲法の規定に依り、土耳其民族と同等の權利義務を與へられた故、國内の異民族は皆非常に歡喜し、相抱いて街路に躍り、憲法を復活した皇帝の英斷を稱賛し、マセドニヤの騒動も忽ち平穩に歸し、歐洲列强は豫て同地方内政改革監督の爲派遣した代表者を呼返すことになり、八月六日には自由主義のラーガスト・キヤミル・パシヤ（August Kiamil Pasha）首相となり、新内閣を組織し、希臘人もアルメニヤ人も司教總監と共に閣員となつた。

然るに進歩統一委員等は新政府設立後間もなく、陸海軍の實權を握り翌一

九〇九年四月終にアブダル・ハミツド皇帝を廢しモハメツド五世を立てた。ところが三十有餘年の間帝國に君臨して威望あるアブダル、ハミツド皇帝が廢された爲め、土耳其民族の大部分は新政府に對し不平を抱き、青年土耳其黨に加はり其の革命に助力した自由黨員（アルバニヤ人、亞剌比亞人、アルメニヤ人、希臘人等を含む政治團體）も亦憲法の公平なる實行方に關し統一進歩委員が實權を握る新政府を疑ふ樣になつた。

此の革命は歐洲諸國の對土政策に大影響を與へた。若し新憲法の實施に依り土耳其の内政が根本的に改良され、其國力が强固になつた場合には、近隣諸國は土耳其の領土を併合して其の版圖を擴張することゝ不可能となり、又既に自治權を得たけれども未だ土耳其から獨立して居らない諸邦は、其獨立の機會を失ふことになる故、ブルガリヤは直ちに獨立を宣言し、墺太利は一八七八年の伯林條約に依り、既に占領して居るボスニヤ、ヘルゼゴヴィナの二州を

俄に併合し、希臘は多年計畫したクレート島を併合した。

統一進歩委員は土耳其帝國統一の目的を以て、國内の異民族を土耳其民族に同化する政策を採り、一九〇九年コンスタンチノープルに嚴戒令を敷き、武力を用ひて其實行に着手し、各異民族の失望と反對を招き、又土耳其の内外に於ける回教徒の統一を企てた爲め、英、佛、露、伊諸國の反對を受け、伊太利は一九一一年九月土耳其と開戰して亞弗利加に於ける土耳其領のトリポリ(Tripoli)とベンガジ(Benghasi)を占領し、伊土戰爭は一九一二年十月の勞山條約締結の時迄繼續した。

巴爾幹半島の諸邦即ちセルビヤ、モロテネグロ、ブルガリヤの諸國は此機會に乘じ、互に同盟を結び伊土戰爭に引續き土耳其に對して開戰し、土耳其は連戰連敗してマセドニヤを始め、歐洲に於ける領土の殆んど全部は敵軍に占領された。其後占領地の分配方に付き敵國の間に爭を生じ、一九一三年第二回

巴爾幹戰爭の結果、土耳其は多少の領土を回復したけれども、マリツツア(Maritza)河を境とする西スレース(Thrace)及其以西の領土は悉く敵國側に分割された。

土耳其は伊土戰爭に引續き巴爾幹戰爭に失敗し、國力の疲弊と財政の困難は極度に達したけれども、青年土耳其黨の新政府は、英國其他の干渉に依り、希臘に取られた多島海の諸島を回復する目的で、一般國民から義捐金を募集し、戰鬪艦二隻を英國に註文した。其工事落成して既に代金の支拂を終り、土耳其の回航委員が之を受取に行つた時、歐洲大戰勃發し、英國政府は之を徵發して自國の海軍に就役させた。土耳其の國民は非常に憤慨し、政府は外交手段に依り、極力其返還を要求したけれども、結局英國政府は戰爭の終る迄之を預り置くと云ふことで、土耳其政府の抗議は終に泣寢入となつた。

歐洲大戰に當り、黑海と地中海を連絡するダルダネルスとボスホラス海峽

の鍵を握る土耳其の向背は戰局に極めて重大なる影響を及す故、英佛露の三國協商側は、大戰勃發の當時土耳其の獨立と領土保全を保證して、極力其の中立を勸告した。獨逸は之に反し土耳其を味方に引入れる爲めあらゆる手段を用ひ、大戰の數年前から疾くに其の準備に着手し、皇帝は親しく土耳其を訪問して人心を收攬し、獨逸に留學する土耳其の青年將校を優遇し、腹心の敏腕家ワンヂンハイム男爵（Baron Von Wangenh'im）を大使として土耳其に駐劄させ、其活動に依り陸軍敎官又は軍事顧問として數多の獨逸將校を派遣し、一九一三年には獨逸のリーマン、フオン、サンデルス（Liman Von Sunders）將軍が、君府及ダルダネルス海峽を衛戍する第一軍團の司令官に任ぜられ、君府の外交界を驚かし、一九一四年一月、即ち歐洲大戰の七ケ月以前、既に土耳其の陸軍部內に於ては、青年土耳其黨の首腦にして親獨派の第一人たる、エンヴエル・パシヤ（Enver Pasha）が大臣の位置を占め、參謀總長檢閱使も獨逸人が任命され、其他數

十名の獨逸將校が諸部隊の長として土耳其の陸軍を訓練し、之を指揮する有樣であつた。

歐洲大戰開始後土耳其皇帝は、首相及多數の內閣員と共に中立維持の意志があつたけれども、陸軍大臣エンヴエル・パシヤの一派は、若し英、佛、露三國協商側が終局の勝を制した場合には、假令中立を守つても、土耳其の領土が此三國に分割されることは、其侵略政策の歷史に徵して明白であるから、此際スラーヴ民族に反對する獨逸側に加はり、土耳其の傳統的敵國である露國を破り、土耳其民族の居住する地方を取返すべしとの意見を唱へ、又一般民衆も軍艦差押事件のため英國に對して痛く反感を起して居る時に當り、獨逸軍連戰連勝の報に接し、益々獨逸側に同情を寄せることになり、同年八月十四日獨逸軍艦ゲーベン（Goeben）とブレスラウ（Breslau）の二隻が地中海に於て、英國軍艦に追詰められた時、土耳其政府は獨逸大使の請求を容れ、英國政府に差押へられた軍

艦の代りに土耳其に買入れたものゝして、新月旗を掲げダルダネルス海峽を通過し、マルモラ海に避難させた。其後エンヴエル・パシヤを首腦とする主戰黨は逐日勢力を加へ、君府に於ける獨逸陸海軍人は益々增加して數千名となり、同年九月二十二日獨逸軍憲はダルダネルス海峽に水雷を敷設して、突然之を封鎖し、各國船舶の出入を禁止し、二十九日には獨逸海軍將校が土耳其の水雷艇に乘込み黑海に入りオデッサ市(Odessa)を砲擊し、其の港內に碇泊する露國軍艦を擊沈した。之が爲め土耳其は終に歐洲戰爭の渦中に捲き込まれた次第である。

當時土耳其人は獨逸の宣傳に依り、此戰爭は獨逸側が全勝を制し、數ケ月間で終局するものゝ信じて居たけれども、其の豫想は全く外れ、大戰參加以來獨逸から財政上、經濟上、軍事上多大の援助を受けたにも拘らず、戰爭の永續と共に國力は益々疲弊し、終に全く前途の光明を失ふた。

此時に當り米國大統領ウィルソンが提唱した、十四ケ條の平和基礎條件に一縷の望みを囑し、土耳其政府の代表は一九一八年十月三十日多島海のムードロス(Moudros)に碇泊する英國艦隊司令官と會商して、休戰規約に調印した。同艦隊司令官は土耳其代表との諒解を顧みず休戰條約調印後間もなく其艦隊を率ひダルダネルス海峽を通過し、君府に進入し、佛伊兩國の艦隊も之に續いて集り、此等三國の陸兵も亦君府に殺到した。土耳其人は非常に憤慨し、同盟國特に英國の行動を攻擊し、議會に於ても英國を非常に非難する議論が沸騰した。同盟側では英國が主となり、土耳其人の反對を鎭壓する爲め、小亞細亞のマラシュ(Marach)地方で土耳其人が多數の基督敎徒を虐殺したことを口實として(其實は同地方のアルメニヤ人が佛軍に加はり國民軍に抵抗した故殺害されたのである)一九二〇年三月十六日君府の軍事占領を宣言し、土耳其の諸官衙を差押へ、英國に反對する國會議員、新聞記者及其他政界の有力

者百數十名を逮捕して、地中海のモルタ島(Malte)に監禁し、海軍大臣にして、土耳其政府代表として休戰條約に調印したラウフ・ベイ(Raouf bey)も亦捕はれた。之と同時に英國人は皇帝の女婿で、親英派のフエリッド・パシヤ(Damad Fé-rid Pacha)を首相として內閣を組織させ、其後同盟諸國と對土平和條約案を協定し、一九二〇年八月巴里郊外のセーヴルに於て、之を土耳其政府の代表に申渡し、何等の變更を許さないで調印させた。

此セーヴル條約に依れば、土耳其帝國は其領土の大部分を分割されたのみならず、到底獨立が出來ない樣になつた。第一國防を制限して海軍を禁止し、陸軍は近衛兵が七百人、其他は諸兵科を通じて僅かに一萬五千人、憲兵は全國を通じ三萬五千人以上を許されず、財政は國際委員會を設け、同盟國から委員を出して之を監督し、政府は委員會の承認を得なければ豫算案を議會に提出することも出來ない。又財政委員の承諾がなければ、利權を內外人に與ふる

ことも出來ない。聯合國の占領軍に對しては、其費用の負擔を命ぜられ、歐洲に在る領土は、君府と其近郊を除く外皆希臘に分割され、亞細亞方面ではメソポタミヤ、アラビヤ、シリヤ、パレスタインを取去られ、唯小亞細亞丈け殘存するけれども、其東北隅の數州はアルメニヤ國新設の爲に分割され、貿易港としては首府に次ぎ最も重要なるスミルナ港と、其附近は希臘に占領され、尙ほ殘存する地方の大部分に對しては、英、佛、伊三國が協約して勢力範圍を定め、後日分割の素地を作り、兩海峽とマルモラ海の兩側には、海峽地帶なるものを設け、同盟國の代表者を以て組織する海峽委員會で其の主權を握ることになつた故、土耳其帝國は全く其存在を失ふたも同然となつた。

第二節　君府及兩海峽

土耳其帝國の版圖内で國際的政治上、軍略上、經濟上、運輸交通上最も重要な部分は君府（Constantinople）と、其の南北に在つてマルモラ海を挟み、歐亞兩大陸の自然的境界をなして居る、ダルダネルス（Dardanelles）及ボスフオラス（Bosphorus）の兩海峽であつた。

君府は元希臘人の建設したビザンチアム（Byzantium）と稱する舊市街で、紀元三三〇年羅馬のコンスタンチン大帝（Constantine the great）が都を此處に奠め、之をコンスタンチノープルと名づけ、一千有餘年の間ビザンチン帝國即ち東羅馬帝國の首府となつて居たのを、一四五三年マホメッド二世が之を陷れて以來數世紀の間君府は亞細亞、亞弗利加、歐羅巴の三大陸に跨る土耳其帝國の首府となり、又世界の諸方面に數億の信徒を有する回教々主の居城となつた。同市はボスホラス海峽の南端に歐洲側から突出する岬の尖端に當る部分をスタンブール（Stamboul）と稱へ、金角灣を隔て之と相對する地方をペラ

（Pera）及ガラタ（Galata）と稱へ、其の對岸亞細亞側にある市街地スクタリ（Scutari）と其の附近も亦、近代に至り君府の行政區域に編入された故、歐洲大戰前に於ける君府は人口百萬以上を有し、歐亞兩大陸に跨る大都會となつた。市内には名所舊蹟多く、海岸に沿ひ宏壯美麗を極めたドルマ、バグチエ（Dolma Bagtche）の大宮殿あり、高臺には神秘的にして雄大なる回教寺院の圓宇尖塔處々に聳立し、海上から之を望めば、其の光景如何にも偉觀である。港内は水深く、大小の船舶出入自在で、北はボスホラス海峽を通じて、露西亞其他黑海沿岸諸國並にダニューブ河の沿岸地方即ち勃牙利、羅馬尼、塞爾比亞、洪牙利、墺太利チエッコスロヴアキア諸國と水路交通の便あり、南はマルモラ海とダルダネルス海峽を通じて、地中海に出で、其の沿岸諸國並に諸島嶼と往來出來る故、君府はビザンチン帝國時代から、亞細亞、亞弗利加、歐羅巴の三大陸を相手とする最も重要な貿易港となつたのみならず、近代に至りては、中歐諸國から亞細亞

大陸に通ずる陸路の要衝に當り、獨逸が曾て伯林から波斯灣に直通の目的を以て計畫した、バグダット鐵道(Bagdad Railway)もスクタリを起點とした。

ダルダネルス海峽は長さ約二十五哩、幅二哩乃至二哩半、ボスホラス海峽は長さ十八哩、幅はダルダネルスと大差ないけれども、其の最も狹い部分は我が關門海峽と同じ位に見受らる。兩海峽は中間に小さなマルモラ海を狹み、其の水深は二十尋乃至六十尋てあるから、如何なる大艦巨船も通航に差支ない。

地中海と黑海を連絡する此の兩海峽の通航に付ては一八四一年以來、土耳其と歐洲列强の間に屢々結ばれた協約に依り、外國軍艦は平素通航を禁止され、土耳其皇帝から特別の許可を得た場合に限り、之に進入出來たのである が、商船は國籍の如何を問はず通航を許され、唯夜間に限り止められて居た。土耳其政府は此兩海峽の沿岸と、マルモラ(Marmora)海の島嶼には、處々に要塞

を築き、海峽の鍵を握つて居たのであるが、土耳其が歐洲大戰に參加した時には、之を封鎖して敵國船艦は勿論、中立國の船舶に對しても一切其の出入を禁止した。之がため露西亞及羅馬尼を始め、黑海及ダニューブ河沿岸諸國と地中海の運輸交通が遮斷され、露國も羅馬尼も其の咽喉も締られ、穀物其他の產物を輸出することも、外國から軍器彈藥其他の物資を輸入することも困難になつて、露國は戰爭の永續に堪えず、終に革命が起つて土崩の有樣となり、羅馬尼は敵軍に蹂躙されて悲慘なる境遇に陷つた次第である。英佛の同盟軍は土耳其參戰後間もなく、此の海峽を占領する目的で聯合艦隊がダルダネルスに押入らふと企たけれども、多大なる損害を受けて失敗に終り、之に引續き、同盟軍はガリポリ半島の背後に上陸して海峽の占領を試みたけれども、是亦全く失敗して終に其の計畫を斷念した。

土耳其帝國は此の海峽の持主であつた爲め、歐洲の外交上に頗る重要な位

置を占めて居たけれども、同時に歐洲列強の陰謀の的となり、常に其の壓迫を受け、特に露國は君府と此の兩海峽を占領する目的を以て、彼得大帝以來近代に至る迄、絶えず之を壓迫し、之が爲、土耳其は內政上にも外交上にも頗る紛糾困難を來した。

歐洲大戰開始後、英、佛は之を露國に與ふる約束をしたけれども、同盟軍が勝利を得る前に、露國は革命の爲め沒落し、新に出來た勞農政府は、敵國と單獨講和をした故、之を露國に渡さないとすれば、其の處分を如何にすべきやと云ふことは、同盟國間の重大問題であつたが、一九二〇年八月のセーヴル條約では、前に述べた通り海峽地帶の主權を土耳其から取上げ、之を同盟國の國際管理に歸し、日本も主要同盟國の一として、其の管理に參加する筈になつた。

第三節　土耳其國內の異民族

土耳其民族は中央亞細亞から出て、諸國を征服し、三大陸に跨る土耳其帝國を建設したけれども、其の征服した數多の異民族を、悉く同化して之を統一することは出來なかつたのみならず、此等の諸民族と混血の結果、現代土耳其人の大部分は、容貌骨格等一見して歐羅巴人種と區別し難い樣になつた。併し皆回教徒であるから、其の思想風俗習慣は基督教徒の諸民族と相違して居る。土耳其民族と基督教徒の軋轢の眞相を知らぬ人は、土耳其人は無暗に基督教徒を虐殺する猛惡非道の熱狂者と認むる者もあるけれども、彼等は一般に朴直にして愛すべき性質を備ふる好人物であることは、彼等に親しく接近した外國人が皆知る通りである。

元來土耳其人は異教徒たる故を以て、他人を憎惡することはない。歐洲の加特力教徒が異宗派の人々を捕へて、火炙りにした時代に、回教徒の土耳其人は、其征服した基督教及猶太教の諸民族に對し、信教の自由を許した。此等の異民族に對しては固より回教に歸依を勸め、之が同化を計つたけれど、拒む者は強て追窮せず、之に人頭稅を課して、各自の信奉する宗教を許すと共に、兵役を免除した。併し回教にも歸依せず、人頭稅も拂はない者は皆斬捨た。故に土耳其帝國の人民は、回教徒たる征服者と非回教徒たる被征服者の二階級に分れた。

土耳其民族の威力强大なる時代には、此の兩者の間に甚だしい軋轢もなかつたけれども、歐洲列强が土耳其帝國の衰微に乘じ、其領土分割の野心を逞ふするため、內政に干涉し、基督教徒の諸民族、特に希臘民族、アルメニヤ及スラーヴ民族等を敎唆して、反亂を起させる樣になつて以來、兩者の間に激烈な衝突

を來したのである。

歐羅巴土耳其の內、基督敎徒の同一民族が密集する地方は、歐洲列强の干涉に依り、夫々獨立して、希臘、塞爾比亞、モンテネグロ、羅馬尼の諸王國となつたけれども、大戰前の土耳其領土內には尙數多の非土耳其民族が雜居した。其の重なるものは希臘、アルメニヤ、猶太及亞剌比亞民族にして、猶太民族は獨立運動を企てないから、土耳其民族と衝突を起したことはないけれども、近年土耳其民族と絕えず軋轢を重ねたものは、基督敎徒の希臘民族とアルメニヤ民族であつた。

土耳其に居住する所謂希臘民族なるものは、必ずしも希臘人の子孫で、希臘語を話す者に限らない。其の祖先の何人たるに拘はらず、又希臘語を話すと否とに拘らず、希臘正敎會（Greek Orthodox Church）に屬する者は、皆希臘民族として取扱はれて居る。之と同樣にアルメニヤ民族は、必ずしもアルメニヤ地方

に居住する人民(同地方住民の多數は土耳其民族)ではない。アルメニヤ敎即ちグレゴリアン敎會に屬する人々の總稱である。

帝政時代には希臘民族の多くは、黑海沿岸地方を始め、ボスホラス海峽、マルモラ海、ダルダネルス及地中海の沿岸に居住し、海運業、棧橋、倉庫、漁業其他海に關係ある一切の事業を經營し、尙銀行家、商人、辯護士、醫師として、アルメニヤ人と競爭の位置に立ち、又多島海沿岸地方では農業經營者としても好成績を擧げ、彼等が外國人に煽動され、土耳其政府に對し、反意を抱くに至る迄は、土耳其民族との間に何等の軋轢を見ず、平和の生活を續けたのである。

アルメニヤ民族の多數は、其の鄕土たるアルメニヤの山地に居住すれども、小亞細亞の各地にも散在して農業に從事し、大戰前君府及其附近に居住したる者は約二十萬人に達し、其中には銀行家、商人、醫師、辯護士として相當に成功し、財產を蓄積したものが少なくない。元來猶太人が世界の各方面で擯斥されるのは、其の性質狡猾にして營利の爲に手段を擇ばない故と聞くが、其の特質の具備者として、猶太人に勝る者は希臘人で、希臘人に勝るものはアルメニヤ人だと云ふことは、一般の定評である。併し土耳其人がアルメニヤ人を痛く嫌惡する重なる理由は、基督敎徒である故でもなければ、射利に巧みな爲でもない。土耳其の臣民として外國に加擔し、反亂を企てるからである。

帝政時代には非回敎徒の諸民族は、皆夫々政府から公認された敎會(Millets)に隷屬し、各敎會長パトリアーク(Patriarch)は政府の認許を受け、其の職務に就いたものである。此等敎會十三個の內、最も重なるものは、君府スタンブールのファナール(Phanar)に本部を置く希臘正敎々會にして、同敎會總長は土耳其帝國に居住する希臘民族を統轄し、次はアルメニヤ、グレゴリアン(Armenia Greg-orian Church)敎會で、是亦其の本部を君府に置き、土耳其に居住するアルメニヤ民族を管轄した。此等の敎會長は皆、其の管下の人民に對し、宗敎上の事務

を司る許りでなく、之を統治する政權を與へられて居たのだから、非回教諸民族は、土耳其帝國內に於て、各自治を許されて居た次第である。其起りは一四五三年マホメツド二世が、君府を陷れた後其住民たる希臘人に種々な特權を與へ、希臘正教會總長を擁立し、之に希臘民族の統治を委任した時より始まり、爾來他の非回教民族に對しても、之に準じ、教會制度によつて其の統治を行ふことになつた。

然るに此等基督教の教會長共は、近代に至り屢々外國の手先となり、土耳其政府に對して反亂を企て、アルメニヤ教會長は露國と結托して、露土戰爭を計畫し、歐洲大戰に際してはヴアン(Van)を根據としてアルメニヤ民族の反旗を飜し、露軍と對陣する土耳其軍の背後を突かんと謀り、露國が革命の爲め沒落後は佛軍と結托して、土耳其の國民軍に反抗した。アルメニヤ人は此等の反亂を企てる度毎に、多數の土耳其人を虐殺したこともあるが、彼等自身も亦度

々土耳其人に虐殺されたのである。アルメニヤ教會長は、一九二三年國民黨の政府が君府の行政權を回復した後間もなく追放された。

希臘民族のビザンチン帝國は一四五三年君府の陷つた時、既に消滅したけれども、君府を本部とする希臘正教會總長を戴く希臘民族の宗教上、商業上、及政治上の勢力は其後尙四百七十年の間依然として殘存した。一九一八年十月土耳其政府が戰爭に破れて沒落し、ヴエニセロスを首相とする希臘が露國に代り協商側に加入した後希臘正教會總長は一九一九年三月土耳其政府と絕緣し、管下の教徒に對し彼等は最早土耳其の臣民でないと布告した。國民黨は之に對し直ちに反對を唱へ、一九二二年アンゴラ政府が君府の行政權を握ると同時に、之を國外に追放する命令を出した。此の命令は終に取消されたけれども、本人は一九二三年夏自ら隱退して國外に去つた。其の後任はアンゴラ政府が任命し、本部を小亞細亞の Caesarea に移し、政治に干與することを

嚴禁した。

第四節　外國人の特權

帝政時代土耳其に居つた歐米諸國人は、キヤピチユレーシヨンス（Capitulations）と呼ぶ舊條約に依つて、治外法權を有し、內地稅法の適用を免れ、此等諸國の政府は、自國人に對する訴訟を受理する爲め土耳其の領土內に自國の裁判所を設け、丁度往年我國に治外法權制度の存在した時代と同樣であつた。此制度は歐米諸國人が風俗、習慣、法律を異にする極東諸國と通商を開始するに當り、其權利々益を保護する爲め土耳其の例に依り、支那、朝鮮、日本、暹羅等との條約に之を規定したものであるが、土耳其の治外法權制度は、數百年前の昔に始つたのである。土耳其帝國の初年に當り、土耳其の諸港に集り諸外

國との貿易に從事するヴエニシヤ人が、始めて皇帝から此の特權を與へられ、其後一五三五年、土耳其が佛國と同盟を結んだ時、之を佛國人に與へ、英國は一五八三年と一六七五年の條約に依つて之を獲得し、他の歐米諸國人も其後の條約に依つて、夫々治外法權を得ることになつた。

土耳其政府が往時外國人の要求を容れ、之に治外法權を與へたのは、外國人の取締は外國人に任せた方が便利だと云ふ考に基いたかと思はれ、日本が開國の始め條約締結の際、治外法權の條項に異議を唱へなかつたのも同樣の趣意に外ならぬと想像される。併し現代の國家觀念によれば、此の制度は獨立國の主權侵害たること云ふ迄もなく、之が爲め國內に在留する外國人の專橫跋扈を制することと困難となり、我國では疾くに條約を改正して、之を徹廢したけれども、其の本元の土耳其では、數十年來其徹廢を期して居たにも拘らず、目的を達せず、歐洲大戰參加の間際に迫り、一九一四年九月其の廢棄を關係諸國

に通牒したけれども、勿論其同意を得ることは出來なかつた。

歐洲列强は土耳其帝國の衰微に乘じ、內政干涉の手段として、土耳其領內に居住する基督敎徒の保護權を要求した。佛國は一六〇七年以來土耳其に於ける基督敎徒全體の保護權を要求したけれども、目的を達せず、其後一六七三年と一七四〇年の條約に依り、パレスタインに於ける聖地の保管は、佛國の加特力敎徒に任ずることになつた。墺國は一六八九年以來、羅馬加特力敎徒の保護權を、露國は一七七四年以來、希臘正敎徒の保護權を、伊太利は一九〇四年以來、伊太利宣敎師の保護權を認められた。

第五節　休戰後に於ける英、佛、伊三國の對土政策

歐洲大戰に際し、英國の近東に對する目的は、印度と亞弗利加に於ける版圖を連絡する爲め亞剌比亞人の居住する西部亞細亞を其勢力範圍に入れると共に、土耳其が戰後其國力を回復し、英國に反對して、側面から其利益を脅かすことの出來ない樣にする方針であつた。

英國は此目的を達するため、大戰の初期より亞剌比亞の分離獨立運動に着手し、一九一五年ヘジャズ王ハッサエン（King Hussein of Hedjaz）と條約を結び、其獨立を支持し、土耳其に對する戰爭に援助を與ふることを約束し、其後メソポタミヤ方面に、大軍を送つて之を占領した。併し英國が土耳其の本土を分割略取することは、印度に於ける回敎徒の反對がある故、英國は海軍力により死活を制することの出來得る希臘を使役して、其の政策を實行する手段を採り、歐羅巴土耳其の大部分を、希軍に占領させたのみならず、スミルナを占領して小亞細亞に侵入することを許した。

然るに英國は露國が此の大戰に際し、西部亞細亞に勢力を伸すことを恐れ、一九一六年所謂サイクス、ピコ（Sykes-Picot）の密約に依り、同地方を英佛兩國の勢力範圍として其の區劃を定め、佛國に比較的多大の利權を許容したけれども、露國崩壞後は佛國の排斥に努め、其の勢力範圍にある地方を占領したのみならず、ハツサエン王父子を使嗾して佛國に反抗させ、又土耳其が一九一八年十月、佛國を經て同盟側に休戰を申込んだ時、英國軍は佛國委員をデアアガツチ港に抑留して、土耳其委員との會見を妨げ、多島海に於ける英國艦隊司令官は、佛國其他聯合國政府から全權を委任された者でないけれども、土耳其委員と會見し、聯合國の名を以て、休戰條約に調印し、翌年三月君府に於ける英國官憲は、聯合國の名を以て君府占領を布告し、反英親佛と認められた、數多の有力者を逮捕してモルタ島に流し、親英派のダマツド・フエリツド・パシヤ（Damad Ferid Pasha）を首相として、土耳其の內閣を組織し、英軍司令官は英、佛、伊三國の軍

隊を以て構成する同盟占領軍の總指揮官となり、君府の行政警察權は英國人を首席とする英、佛、伊三國高級委員會が之を行ひ、尙英軍はダルダネルス海峽の咽喉に當るチヤナツク（Chanak）の要塞を占領して海峽の鍵を握つた。

斯樣にして英國は、佛伊兩國を凌ぎ首府と海峽を押へ、土耳其の皇帝と政府を虜とし、希臘を使つて土耳其の分割を企てた。

佛國は土耳其の休戰後サイクス、ピコの協約に依り、シリシヤ及シリヤ地方に進軍し、君府の占領にも參加したけれども、佛國を排して自己の勢力を近東に擴張する英國の政策を忌み、佛國が多年の間文化を扶植し又た莫大な資本を投じて居る土耳其帝國の獨立を奪ふ英國の計畫に反對するため、英國が希臘を使役して鎭壓を試みて居るムスタフア・ケマル・パシヤ一派の國民運動を擁護する態度を採り、伊太利も亦其隣國希臘が、大戰中に拂ふた犧牲の極めて僅少なるにも拘らず、廣大な土耳其領土を併合し、其の版圖を擴張することを

好まず、希臘を支持する英國の政策に反對し、佛國と同樣に土耳其の國民運動に同情を寄せる樣になつた。

第六節　日米兩國と土耳其の國交

米國は歐洲列强と異り、是迄土耳其に對し、領土的野心を抱いたことがないのは云ふ迄もなく、米國人は多年來巨額の資金を投じて、土耳其に於ける布教教育、醫療及貧民救助に從事して居る。米國宣教師は數十年來、內地に入り布教して居るけれども、改宗の出來ない回教徒たる土耳其民族に對する布教は全然不可能なるが故、彼等の多くは、其の力を專ら教育と醫療事業に注ぎ、國內處々に學校と病院を建設し、君府郊外には米國資產家の寄附金で、我高等學校及專門學校程度のロバート學院（Robert College）と、君府女子學院（Constantinople

College for Women）を經營し、人種宗教の如何を問はず、土耳其に於ける諸民族の子女數百名を收容して教育事業を行ひ、又歐洲大戰後、近東地方に於ける住民の慘狀は、宛も我大正十二年大震火災後の關東地方と同樣であつたが、此時に當り米國人は、巨額の資金を募集し、近東救助會（Near East Relief）を組織し、其本部を君府に置き、戰亂のため困窮した者は何人を問はず、救助を與へた故、土耳其人中にも、其の恩惠を受けた者が數知れない位にあつた。

之と同時に米國赤十字社も亦、君府及其他近東地方に出張して難民救助のために活動した。

米國は歐洲大戰に參加したけれども、土耳其に對しては唯國交を斷絕したのみで、宣戰を布告しなかつたから、ローザンヌに開かれた聯合國の對土平和會議には正式の全權委員を出さなかつた。併し米國代表は別に土耳其代表と會商して、聯合國と同樣な對土平和條約に調印した。此の新條約は、未だ米

國元老院で批准しないけれごも、米土兩國の國交は既に復活し、昨年から互に外交代表者を交換するこゝになつた。

日本こ土耳其の國交は比較的近年に始つた。茲に其次第を略述すれば、

明治十九、二十年の交、小松宮彰仁親王殿下は、軍事視察のため、歐羅巴各國を御周歷あらせられ、二十年の秋の頃紀殿下こ共に、御歸途御微行にて、土耳其國君府を御訪問相成り、同國皇帝アブダル・ハミッド二世 (Abdul Hamid II) に謁見せられ、同皇室並に官民の優遇を受けさせられた。

次で翌年五月、我皇帝に於ては、土國皇帝に大勳位菊花大授章こ共に、漆器硯箱を贈呈せられた。

超えて明治二十三年土耳其皇帝は、右に對する答禮使節こして海軍少將オスマン・パシヤ (Rear Admiral Osman Pasha) を東京に差遣はし、同國最高等ニシヤン・イムチヤツ大授章を、明治大帝に捧呈せしめた。オスマン・パシヤは同年六月十三日、明治大帝に謁して使命を終へ、九月歸航の途に就いた。然るに同月十六日夜半、其の乘艦エルトグルールが、紀洲樫野崎沖に於て難波沈沒したので、同使節は、隨員たりし艦長及び士官下士兵五百八十一名こ共に死亡した。同艦乘組總員六百五十名中、六十九名(內士官級のもの六名)は辛じて溺死を免れ、現場に急航した軍艦八重山及赤十字社其他官民の手厚き救護を受けた。當時外務省よりは松井交際官試補(現駐英大使)を急派した。

斯くて後帝國政府は、軍艦金剛、比叡の二艦に右遭難生存者六十九名を分乘せしめて、同年十月十一日出帆、土都君府に向け送り屆けるこゝになつた。

同年十二月右二艦は、ダルダネルス海峽に達し、同海峽に入らんこしたる處、土國政府は海峽條約が外國軍艦の通過を禁止し居る事實を說明して、右遭難者を海峽口に於て引取らんこを懇請した。そこで我軍艦金剛は、十二月二十七日パシカ灣に於て土國軍艦ホワイット號に、比叡は同日ユーキュリ灣

に於て、土國軍艦タリヤ號に右遭難者全部の引渡を了したが、我司令官は携行せる國書を君府に於て直接土國皇帝に捧呈せんことを主張したので、土國政府は協約關係國に照會を發して、帝國軍艦の同海峽通過方に關し特別の了解を取付けた。そこで我軍艦は同海峽を通過し得ることゝなり、翌二十四年一月二日君府に入港し、土國官民より熱誠なる歡迎を受け、約一ケ月滯在の後、二月十日歸航の途に上つた。

此の事件あつて以來、日土兩國民相互の同情は頓に加はり、其後日本は明治三十七八年の戰役で、土耳其傳統の强敵露國を膺懲した爲土耳其人は益々日本に對し好意を寄せ、屢々日土修交條約を締結して兩國の間に使臣を交換する議が起つたけれども、治外法權問題に關し意見一致せず、時日を經過する間に、歐洲大戰勃發し、日土兩國は互に反對側に參加したけれども、實際兩國間に砲火を交へることは無かつた故、土耳其人の日本に對する好感情は依然として今日迄繼續して居る。

日本は一九二〇年主要同盟國の一として、セーヴル條約に調印後、特命全權公使内田定槌氏を我が外交代表者として君府に派遣した。同氏は一九二一年(大正十年)四月任地に到着し、土耳其官民の歡迎を受け、英、米、佛、伊諸國代表者の例に依り、日本の高級委員(High Commissioner)として在勤中に歐洲列强の代表と等しく全權大使に任命せられた。其後一九二三年勞山にて調印された對土平和條約實施の時に至り、兩國互に外交使節を交換し、現任小幡酉吉氏が全權大使として土耳其に駐劄し、土耳其は差當り現任 Houlousi Fuad Bey を代理大使として日本に派遣した。

之を要するに歐洲列强は、皆機會ある毎に土耳其の領土を分割し、其の權利々益を侵害した歷史があるけれども、米國と日本は之に反し、今日迄土耳其人の利益の爲め働いたことはあるが、未だ曾て土耳其に對し領土的野心を起し

たことはない。歐洲列强の侵略政策に懲りた新土耳其が、外資を輸入して内地の富源を發掘するため一九二三年中米國人の設立した米土興業會社(Ottoman-an America Development Company)に小亞細亞に於て鐵道の敷設、鑛物の採堀、築港及倉庫の建築、都市の新築復興等に關し、此迄前例のない莫大な利權を與へたのは、畢竟米國が土耳其に對し、領土的又は政治的野心がないと認められるが故かと推察される。米國人と同樣の立場にある日本人も亦、相當の資本を出して土耳其内地の事業を經營する場合には米國人と同樣の歡迎を受けることが出來る筈である。

日本人中には小規模ながら既に或事業に着手したものもありと聞く。

第二章　土耳其共和國

第一節　國民運動の成功

土耳其は前述の通り、休戰後國力は疲勞の極度に達し、首府と海峽は敵軍に占領され、皇帝も政府も敵國の捕虜と同樣の境遇に陷つた故、若し聯合國が此際眞に對土平和談判に着手せば、土耳其人は如何なる條件を課せられても、之を拒絶することが出來ず、其の獨立維持は絶望であつた。然るに休戰後聯合國は對獨墺平和談判に忙わしく又一方には英、佛、伊三國が前記の通り土耳其領土の分割に關し互に勢力を爭ひ、對土平和條約の締結を遷延して居る間に、土耳其人は小亞細亞に於て、陸軍少將ムスタファ・ケマル・パシヤを首領と

して、國民運動を起し、內地に侵入した希臘軍を全滅し、一九二三年ローザンヌの平和會議には聯合諸國に對して全勝を制し、完全なる獨立主權を回復して新土耳其國を建設した。今其の次第を略述すれば左の通りである。

ムスタファ・ケマル・パシヤは一八八一年サロニカに生れ、長じて陸軍に入り、大戰中ガリポリ半島に於て、英佛の聯合軍を擊退し、殊勳を顯はした者である。けれども、當時の陸軍大臣エンヴエル・パシヤに容れられず諸方に左遷され、エンヴエル一派の人々が休戰と同時に、君府から逃出した後、ケマルは小亞細亞のアダナ(Adana)から君府に歸つて來た。當時土耳其人は米國大統領ウイルソンの提唱した平和基礎條件により、土耳其民族の鄕土たる小亞細亞地方丈けは分割を免れるものと一縷の望みを保つて居たにも拘らず、其後米國は近東問題の解決から手を引くことになつた故、土耳其人が其獨立維持に關し、米國の援助を受ける望は全く盡絶となつた。

一九一九年四月ヒユーメ問題の紛爭に依り、伊太利全權が巴里會議を脫退して不在中英國首相ロイド・ジヨージは伊國の地中海に於ける勢力增大を喜ばない佛國首相クレマンソーと計り、豫て伊國に分割を約したスミルナの占領を希臘に許した。希軍は同年五月スミルナに上陸し、次第に小亞細亞の內地に侵入し、各地方在住の希臘民族と協力して、土耳其民族の村落と農作物を燒拂ひ老若男女を問はず、多數の住民を虐殺した。當時ケマルは第三軍の檢閱使として、小亞細亞に出張を命せられ、黑海沿岸のサムスンに着いて、希軍のスミルナ上陸を聞き願る憤慨し、土耳其民族の國民運動を起し、祖國擁護の任に當ることに決心し、同年七月エルゼルームに於て、九月にはシヴアスに於て同志を糾合して、協議を重ね、國民軍を組織して、自ら其總司令官となり、又所謂國民規約なるものを議定した。其の要領は、

第一條　帝國領土の內亞剌比亞人の居住する地方で、一九一八年十月三十

日休戰の時、既に敵軍に領された地方の歸屬は、其の住民の自決に任す。
併し休戰當時敵軍に占領されて居たこと否こに拘らず、同一の宗教、文化、理想を以て結合する土耳其民族が住民の多數を占めて居る地方は總て一體をなすもので、如何なる口實あるも決して分割を許さず。

第二條　カールス・エルダハン及バツーム三縣（一九一七年ブレスト・リトヴスクに於て調印された勞農露國こ土耳其の平和條約に依つて土耳其が露國から讓受けた地方）の住民は既に其の投票に依つて、母國に歸屬する意志を表示したけれども、必要の場合には更に人民投要を行はしむるも差支なし。

第三條　西部スレース（Western Thrace）の歸屬は住民の自決に任ず。

第四條　帝國の首府で、回敎々主及政府の所在地であるコンスタンチノープルこマルモラ海は絶對に安全を要す。帝國政府は此の主義に基き、海

峽を國際貿易及交通の爲に開放する協約を結ぶこと。

第五條　土耳其に於ける小數民族の權利は、他國に於ける小數民族の權利こ相互的に承認すること。

第六條　國民的及經濟的發展を計り、最も近代的の行政を實施するには、完全なる獨立こ行動の自由を必要條件こ認む。故に我國民的發展を妨害する法理的又は財政的掣肘（カピチユレーションのこと）には一切反對す。

こ云ふ意味であつたが、此の國民規約は一九二〇年一月コンスタンチノープルに尙存在して居つた帝國議會の下院で承認された。

ムスタファ・ケマルこ其同志者は、始めコンスタンチノープル政府こ協議して運動する考へであつたけれども、英國の權力に屈從する同政府は、ケマル派の申出を取合はなかつたから、ケマル派は全く之こ關係を絶ちて祖國擁護國權回復の目的を達することに決定し、一九二〇年四月アンゴラに國民議會を

開き、國民議會の政府を設け、ケマル自ら國民議會の議長ニなり、政府を指導するこニになつた。

其後ケマル派の努力は著しく功を奏し、同年三月聯合國が君府の軍事占領を宣言した時、英國官憲の逮捕を免れた國會議員等は皆アンゴラに走つて國民議會に加はり、陸軍將校は殆んど皆國民軍に參加し、小亞細亞に居住する土耳其民族の農民は、男女を問はず國民軍の召集に應じ、皆其の體力に應じて夫れ〳〵兵役に服し、婦人でも銃劍を携へ戰線に出た者が多かつたが、戰線に立つこニが出來ない人は兵器彈藥其他軍用材料を運搬した。此等人々の決心は一九二〇年八月セーヴル條約の調印ニ共に、益々强固になつた。

國民軍の始めて出來た時には、僅か數千人であつたけれども、一九二〇年二月には、シリシヤ地方に駐屯する佛軍を攻撃して之を苦しめ、一九二一年一月にはスミルナ方面から奥地に侵入して來た希軍を擊退して、其勢侮るべからざるものになつた。アンゴラ政府が國民軍編成の當初から最も困難を感じたのは、兵器彈藥の不足ニ軍用金の缺乏であつたが、勞農露國政府は一九二一年三月アンゴラ政府ニ條約を結び、之を救助して多量の銃砲彈藥ニ、軍用金を供給するこニになつたから、其の兵力は益々强大ニなつた。又勞農政府は露國が帝政時代に締結した土耳其の主權を束縛し其利益を害する一切の條約を廢棄し、土耳其に於ける治外法權を徹廢したるのみならず、セーヴル條約の如く土耳其が他國から押付けられ自由意志に反して調印した條約、又は其獨立主權ニ兩立しない箇條を含む條約は、一切之を認めないこニを約束した。勞農政府がアンゴラ政府に斯樣な後援を與へた目的は、其國民運動を利用して聯合國特に英國を苦しめる爲であつたニ思はれるけれども、アンゴラ政府に取つては最も有力で最も有益な援助であつた。

英、佛、伊三國は聯合して君府を占領したけれども、ケマル派の國民運動

に對する態度は互に相違して居つた。佛國はケマル派に同情を寄せ、公然と精神的援助を與へたのみならず、一九二一年十月アンゴラ政府と協約を結び、シリシヤの占領軍を撤退し、其引揚に際し多數の軍馬銃器其他の材料を國民軍に讓渡し、尚其後も多大の物資的援助を之に與へたことは、公然の秘密である。伊國は希臘が土耳其の領土を蠶食して、益々強大となることを恐れ、之を支持する英國の政策に反對し、アンゴラ政府と妥協し、小亞細亞のアダリヤ(Adalia)から占領軍を引揚げ、又時々物質的援助を與へたことがあるけれども、去りとてケマル派の國民運動が餘りに成功して、聯合側で其の勢力を押へることが出來ない樣になることを好まなかつた。英國は云ふ迄もなく、希臘に物質的援助を與へたのみならず、外交上の後援を與へて、國民運動の抑壓を試み、一九二〇年四月には其の掌中にある皇帝と、コンスタンチノープル政府を使嗾して、ケマルと其同志者を、叛逆人と認め其の官職を剝奪し、軍法會議に附

して之に死刑を宣告し、尚ほ宗教上の制裁を加へて破門の處分を行ひ、之に對して討伐隊を派遣した。けれども此等の手段は國民運動の抑壓に何等の効力もなく、其討伐隊は却つて國民軍に投じてしまつた次第である。

國民運動は前に述た通りセーヴル條約の發表と、勞農露國の後援に依つて益々其の勢力が增大して、希臘の兵力では容易に之を撲滅することが出來ない樣になつた。然るに近東に戰爭が繼續する間は、歐洲の安定が出來ないから、英國は他の聯合國と協議して希土の戰爭を止めさせる目的で、一九二一年二月倫敦で會議を開き、兩國の代表者を呼出して、調停を試みたけれども、双方とも其の調停に應じなかつた。希軍は同年四月小亞細亞のインウヌと云ふ所で、再びケマル軍に擊退され、七月には大本營を小亞細亞に移し、國王親征して大攻勢を執り、アフイヨン、カラヒサール、クタイヤ、エスキセヒール等の要地を陷れ、尚ほ進んでサカリヤ河を渡り、アンゴラ附近迄攻め寄つた。けれども

又々ケマル軍に擊破されて、アフイヨン、カラヒサール、エスキセヒールの戰線に退却した。其後國王は本國に引揚げ、希臘側は國民も軍隊も意氣消沈して、最早再擧を計ることが出來ぬ樣になつた。そこで今度は希臘の方から英國に泣付いて調停を賴んだ。英國は希臘の懇請に應じ、佛、伊兩國と協議して調停を試みたけれども、アンゴラ政府では中々承諾しない。希臘が平和を求むるならば、先づ小亞細亞に侵入して居る軍隊を、殘らず徹退せよと要求した。希臘は若し安全に徹退が出來れば、直に實行の意があつたけれども、英國は種々な條件を持出して、容易に其要求に應じさせなかつた。其間に一九二二年の八月二十六日、ケマルの率ゆる國民軍は大擧して攻勢を執り、僅か十餘日の後希軍を全滅し、其總司令官と參謀部を捕虜となし、スミルナ其他小亞細亞地方には、最早敵軍の一兵も殘らない樣になつた。

國民軍は此勢に乘じ歐洲に渡り、東部スレース（Eastern Thrace）を占領する希

臘軍を驅逐するため、海峽を超ゆるから邪魔をするなと君府と海峽を占領する聯合軍に通告した。君府に駐在する英國の官憲は頗る狼狽し國民軍の海峽に迫り來ることを妨ぐ爲佛、伊兩國の官憲と協議して、君府占領軍隊の一部を海峽沿岸の要地に派遣したけれども、ケマル軍は何もかまはず、海峽地帶に侵入して聯合國の軍隊に接觸し、今にも衝突を免れない形勢となつた。そこで佛、伊兩國政府は、國民軍と衝突を避けるため、其軍隊を海峽地帶から徹退させた。英國軍隊は獨り海峽地帶に留つて、頗る困難な位置に陷つた。若し國民軍と衝突すれば、英國は單獨で土耳其と戰爭しなければならぬが、其れは到底出來なかつた。當時君府を占領して居つた英軍の兵力は、僅か一萬人に過ぎなかつたが、海峽附近に押かけて來た國民軍の兵力は、約二十萬人で、而も希軍から分捕つた多數の軍器彈藥、其他軍用材料を以つて居つたから兩軍の勝敗は戰はずして明白であつたのみならず、此際英國が新たに大軍を派遣し、單

獨に土耳其を相手として戰爭することは本國の輿論が許さなかつた。それで英國政府は大に困つて佛、伊兩國政府と協議して希土兩國に對し休戰を勸告することになつた。

アンゴラ政府に休戰を承諾させるには、其の要求を容れてやらなければならぬから、英國は聯合國の名を用ひて希臘政府に勸告して、平和會議開始前成るべく速かに、土耳其の舊都アドリヤノープルを含む東スレースから希軍を徹退させ、其領土をアンゴラ政府に引渡すことを承諾させ之を條件として、一九二二年十月三日、小亞細亞のマルモラ海沿岸、ムダニヤ（Mudania）と云ふ所で英、佛、伊三國軍憲と、國民軍及希軍の代表者が會合して、休戰會議を開き、十月十一日休戰條約に調印した。

東スレースに駐屯して居つた希臘の軍隊は、此休戰條約に依つて、調印後二週間內に徹退し、之に引續き同地方の希臘民族の住民を退去させた後、聯合國

官憲の取次により同地方の行政を國民議會の政府に引渡した。

英、佛、伊三國政府は、十月二十七日附を以て瑞西國ローザンヌで平和會議開催に付、各關係國に招請狀を發した。土耳其に對しては國民議會の政府に招請狀を發すると同時に、君府の帝國政府にも招請狀を發した。ところがアンゴラ政府の方では、眞の土耳其政府はアンゴラより外にない。若し君府に於て政府と稱する者を平和會議に招くならば、アンゴラ政府は之に參加することが出來ぬと聯合國に通告した。君府の帝國政府では聯合國に向つて返答する前に、アンゴラ政府に相談を申込んだところ、國民議會では十月三十一日から三日間、非常に議論が沸騰した。此迄宮廷と政府が暗愚のため國家は甚だしい不幸に陷り、終に滅亡に瀕した時、我々土耳其民族が蹶起して國民議會を起し、政府と軍隊を組織し、多大な困難を冒し具さに辛酸を嘗め、外敵を擊退して終に祖國の滅亡を救つたのであるが、外敵と通謀して、我々共を叛逆

人と認め、祖國擁護の國民運動に反對した宮廷政府が、今回平和會議に付て、我々と相談なきゝは以ての外であると云ふ說が大多數を占め、終に皇位を廢して、國家の主權は總て國民議會に移し、回敎々主は國民議會でオスマン家（皇室）血族中から選擧することゝして、政治と宗敎の分離を行ひ、君主政體の舊土耳其國消滅して、民主政體の新土耳其國興り、君府政府の存在を認めないことを決議して、同政府からの相談に對しては、何等の返事もしなかつた。君府に於ては十一月四日內閣員一同辭職したので、四百七十年來此地に存在した土耳其帝國政府は、茲に名實とも全く消滅した。

君府は一九二〇年三月英、佛、伊三國が軍事占領を宣言して以來、三國官憲が其行政と警察を掌握して居つたところ、帝國政府の消滅と同時に、市會は國民議會の配下に屬することを決議し、アンゴラ政府は三聯合國官憲に對し、同市の行政警察の引渡を要求した。聯合國側では始め難色があつたけれども、アンゴラ政府と衝突を避ける爲め、遂に之を引渡した。それで宮城の護衛兵も亦アンゴラ政府の配下に移つた次第であるが、皇帝モハメッド六世は皇位を廢され、單に回敎々主として、尙ほ宮城に住つて居つたが、國民議會では、舊帝を國賊として裁判に附し處分すべしと云ふ議論が起つたから、十一月十七日、窃かに宮城を脫け出で英國官憲の掩護によつて、地中海のマルタ島に逃亡した。

國民議會は前皇太子アブダル・メヂッドを新敎主として選擧したけれども、同人も亦久しからずして、外國に追放され、之と同時に土耳其に於ける回敎々主の位を廢止した。

第二節　新平和條約の締結

ローザンヌの平和會議は、十二月の二十日に開會された。其れには、希、土兩國代表の外、英、佛、伊三國及び、日本、塞爾比亞、羅馬尼亞、チエツコスロバキア等の代表者が參加し、米國代表も亦傍聽者として出席した。

英國其他聯合諸國では、土耳其は歐洲大戰の戰敗國であるから、一九二〇年八月十日調印したセーヴル條約を修正する積りであつた。然るにアンゴラ政府では、セーヴル條約なるものは眼中に置かず、祖國擁護のため、國民運動を起した時議定した所謂國民規約に基いて、新條約を結ぶ決心を以て平和會議に臨んだのであるが、聯合國の方では、若し此の平和談判が破裂すれば、近東戰亂は忽ち再發して、歐洲列國間の平和も維持出來ない憂があるのみならず、各國とも此際大軍を派遣して土耳其と交戰することは、到底國情が許さなかつたから、アンゴラ政府の主張は殆んど全部貫徹して、一九二三年七月二十四日新平和條約がローザンヌに於て調印された。尙此平和會議の結果として通

商條約、居住及裁判管轄條約、海峽制度に關する條約、希、土兩國住民交換條約及其他種々の文書も同時に調印された。此等諸條約は、其後關係諸國の批准を經て、一九二四年八月六日から實施せられ、土耳其は之により、大體に於て國民規約の目的を達し、治外法權及其他外國人の特權を一切徹廢して、完全なる獨立主權を回復した次第である。

新土耳其國は此の平和條約に依り、歐洲に於ては東スレースを回復したけれども、亞細亞に於ては、メソポタミヤ、パレスタイン、シリヤ、亞剌比亞等の地方は皆捨てゝしまつた。此等の地方は國民規約に規定してある通り、一九一八年十月休戰當時敵軍に占領され亞剌比亞人が其住民の多數を占めて居つた。それで新土耳其の版圖は、亞細亞側では小亞細亞と、歐洲側ではマリアツア河、勃牙利、黑海を境とし、舊都アドリヤノープルを含む東スレース及コンスタンチノープル附近に限られ、舊土耳其帝國に比し、頗る小さくなつた。

けれども此等地方の住民の大多數は、皆土耳其民族である。此迄土耳其民族と雜居して軋轢を醸した希臘民族は、希、土兩國住民交換條約に依つて、大戰前から君府に永住した者の外、悉く希臘の領土に移住させ、又多年首府に根據を置き、希臘教徒を指導して、政治上偉大な勢力を振ふた、希臘教々主も亦、同條約締結後、土耳其から退去し、之と同時に希臘の領土内に居住する土耳其民族は、西スレースに居る者の外は皆土耳其の領土に引取つて、土耳其民族の統一集中を行つた。アルメニヤ民族は尙ほ多少國内に殘留するけれども、内政改革のため、獨立運動の必要がない樣になつた。それで今後は帝政時代と異り、土耳其の國内に於て、土耳其民族とアルメニヤ及希臘兩民族の軋轢から起る、内憂外患を根絶し、土耳其國民の健全なる進歩發達を圖ることが出來る樣になつた。

平和會議の結果として調印された、諸條約及宣言書等の内容は、一々茲に記

載することが出來ぬけれども、海峽制度が新條約に依つて、どう變つたかと云ふことを少しく述べれば、

海峽制度に關しては、英國及他の聯合國は、歐洲大戰の經驗に鑑みて、各國商船及軍艦の絶對自由通航を主張し、勞農露國政府では、外國の軍艦が多數海峽を通過して、黒海に進入しては國防上危險であるから、外國軍艦の海峽通航禁止を主張し、土耳其の方では、若し君府とマルモラ海の安全を保障する手段を執るならば、軍艦、商船の自由通航を許して差支ないと云ふ考をもつて居たが、平和會議で決した所に依ると、商船は平時に於ては國籍の如何を問はず、晝夜の別なく、絶對に通航自由であるが、戰時には土耳其が中立の場合には平時と同樣である。けれども、土耳其が交戰狀態にある時には、中立國船舶の通航は自由で、土耳其はそれを臨檢する自由を持つて居る。又土耳其は敵國船舶の通航を禁遏するに必要な手段を執る權利を持ち、軍艦は平時に於ては、國旗の

如何を問はず、晝夜を別たず、通航を許すけれども、或る一國が黑海に入れるこゝの出來る最大軍力は、黑海沿岸諸國に屬する最強の艦隊で、當時同海に現存するもの、軍力に超ゆるを許さず、尤も一萬噸以下の軍艦は何時でも、三隻を限り入れるこゝが出來る。又戰時には、土耳其が交戰狀態にある場合には、中立國軍艦の通航は差支ないけれども、潛水艦は水面の外航行することを許されない。又此の條約の中には商用と軍用航空機の海峽通過に關する規定もある。

海峽通航の自由を保持するため土耳其は兩海峽沿岸一定距離の地帶と、ダルダネルス海峽出入口にある、諸島嶼の武裝を解除し、君府には、首府の必要に應ずる爲、一萬五千人の衛戍部隊を駐在させ、尙ほ海軍根據地と兵器工廠を置くことが出來る樣になつた。而して此の條約の實施を監視する爲に、國際海峽委員會を設け、土耳其の代表者を議長として、此の條約に調印した諸國即ち

日、佛、英、伊を始め、塞爾比亞、羅馬尼亞、チエツコスロバキヤ及露西亞から各一名宛代表者を出すことになつた。若し此の條約の規定に違反して、海峽通過の自由又は、武裝解除地帶の安全を危殆に陷らしめた場合には、締盟國、特に日、佛、英、伊の諸國は聯盟理事會で決める一切の方法に依つて、之を阻止する義務を負擔した。それでアンゴラ政府は、海峽問題に關しても國民規約に定めた主義を貫徹したのみならず、舊土耳其帝國時代の樣に、海峽の鍵を獨占する代りに、之を國際管理に任せたから、新土耳其國は海峽爭奪のため列強の壓迫を受けることがなくなつた次第である。

之を要するに土耳其民族は、歐洲大戰に參加して失敗した結果、一時亡國の姿に陷つたけれども、一九二〇年五月以來、ムスタフア・ケマル將軍の指導に依り、擧國一致百折不撓の精神を以て、外敵を討拂ひ、其國境を土耳其民族の居住する地方に限り、政體を改めて共和政體とし、政治と宗教を分離し、尙帝政時代

の人心を革新するため、回教々主を廢し、舊條約に依る治外法權其他外國人の特權を悉く撤廢して、完全なる獨立主權を回復し、希臘民族を國外に退去させて、土耳其民族の統一集中を實行し、海峽を開放して歐洲列強の壓迫を免れ、今はムスタファ・ケマル元帥を大統領に戴き、恰も我が大和民族の、明治維新時代と同樣な熱心と希望を以て庶政を改良し、舊弊を一洗し、風俗を改め、歐洲諸國民との同化に勉め、教育を盛んにし、產業を興し國家の隆盛を圖ることに努力して居る次第である。

第三節　新土耳其國の憲法と立法行政機關

アンゴラの國民議會が、一九二四年四月に制定發布した現行根本法、即ち憲法によれば、土耳其の政體は、共和國とし、首府をアンゴラに置き、回教を以て其

國教とし、土耳其語を公用語と定め、國家の主權は國民に屬し、國民議會が國民の代表機關として、主權を行使す。

立法は國民議會自ら之を行ひ、行政は其の監督の下に、共和國大統領及大統領の任命する內閣員をして之を司らしむ。

司法は獨立する裁判所が、國民の名に於て之を行ふ。國民議會は國民が選擧した代議士を以て構成し、十八才以上の男子は選擧權を有し、三十才以上の男子は被選擧權を有す。代議士は四年毎に改選し、議會は招集の手續を用ひず、毎年十一月一日に開會し、會期を六ケ月とし、毎年開會の始めに、議長一名副議長三名を選擧す。大統領は、議員と同一の任期を以て、國民議會が其の議員中より選擧し、再選を許す。大統領は國家の首長として、特別儀式の場合には、國民議會の議長となることが出來るけれども、議會の討議に參加して投票することは出來ない。議會を通過した法律

案は、十日以内に大統領の公布によつて効力を生ず。大統領が之を不當と認むる場合には、理由を附して議會の再議を求めることが出來るけれども、再議の上通過した法律案は、大統領が其の公布を拒むことが出來ない。大統領は其の背任行爲に關し、國民議會に對し責任を負ふ。大統領の發する命令は、首相と主管大臣が副署して其責任を分擔す。大統領は國民議會の議員中より首相を任命し、首相は議員中より他の國務大臣を選定、大統領の裁可を受け、內閣を組織し、之を國民議會に紹介す。內閣員は一般の施政に關し連帶責任を有す。政府が議會に提出する爲に調製した、法律案及利權契約案等を審議して、意見を具申するため、參議院（Conseie d'Etat）を設置し、其の議官は學識經驗ある名士中から國民議會之を任命す。

裁判所の構成、職務、特權は總て法律を以て之を定め、判事は訟訴事件の審理判決、宣告等に關し、獨立を保ち、何等の干渉を受けることなく、國民議會及內閣

は如何なる方法によるも、判決の執行を變更猶豫し、又は之に反抗することが出來ない。裁判官は法律に定めた場合の外、免職されることはない。

國務大臣、參議院議官並に大審院長、及判檢事等に對し、其の職務に關する裁判を行ふため、高等法院を設け、大審院から選出する十一名の判檢事と、參議院から選出する十名の議官、合計二十一名を集め、其の中から裁判長及副裁判長各一名を互選し、此の兩名を除き、大審院側と參議員側から抽籤に依つて、各三名の豫備員を設け、裁判長及十四名の裁判官を以て、高等法院を構成し、絕對多數投票に依り判決を行ふ。併し高等法院は常設裁判所ではなく、國民議會が必要と認めた場合に限り、臨時に設置されるものである。

土耳其人は法律上總て同等にして、信教、思想、言論、出版、旅行、契約勞働、所有、集會、結社の自由と、生命、財產、名譽及住居の不可侵權を有し、法律に指定する場合と形式に依る外に、逮捕監禁されることなく、法律に依る外

何等の租稅賦課金を徵收されず、又公益のため必要にして補償金を支給される場合の外、其財產を收用されることはない。初等敎育は國民一般に對し、義務的にして、國立諸學校に於ては無料とす。

土耳其に居住する民族は、宗敎と種族の區別なく、皆土耳其國民にして、土耳其に生れたるもの、土耳其人を父として外國に生れたる者、外國人を父として土耳其に生れ、國內に居住し、丁年に達して土耳其の國籍を選んだ者、又は外國人で歸化法に依り歸化を許された者は、皆土耳其國民とす。

地理と經濟的關係に依り、全國の行政區域を諸州（Villayets）に分ち、各州を諸縣（Cazas）に分ち、各縣を諸郡（Nahies）に分ち、各郡を町村に分つ。州及市町村を自治體として、地方分權の制を敷く。

歲入歲出の豫算法案は、每年議會開會の初め提出し、其の效力は一ケ年を限り、豫算外の支出を許さず。國民議會に直屬する會計檢查院を設け、國庫の出

納を監督し、其の適法なることを議會に報告せしむ。

目下國民議會の定員は二百九十一名にして、現議員は一九二七年十一月一日に選擧され、一九三一年十月末迄在職の筈である。

現任大統領ムスタファ・ケマル・パシャ（Mustapha Kemal Pasha）は、新土耳其共和國の創業者として第一回の大統領に選ばれ、一九二七年十一月國民議會議員の改選された時再選された。目下土耳其には、現大統領が自分で創立して自分で統帥する人民黨の外、之に反對する政黨がない。國民議會の議員は皆政府の與黨であるから、現大統領は事實上獨裁權を握つて居る次第である。

一九二七年十一月國民議會の議員改選後、改造された現內閣員は左の通りである。

內閣議長　イスメット・パシヤ（Ismet Pasha）

司法大臣　マームード・エサツド・ベイ（Mahmoud Esad Bey）

外務大臣　チユフツク・ルシユデイ・ベイ（Tewfik Ruchdi Bey）
内務大臣　シユクリ・カヤ・ベイ（Chukri Kaya Bey）
國防大臣（陸海軍）　アブダル・ハリック・ベイ（Abdul Halik Bey）
大藏大臣　サラシユ・オグルー・シユクリー・ベイ（Sarch Oglou Chukri Bey）
商務大臣　ラーミー・ベイ（Rahmi Bey）
衛生大臣　ドクトル、レフイク・ベイ（Dr. Refik Bey）
文部大臣　ネヂアチ・ベイ（Nedjati Bey）
農務大臣　サブリ・ベイ（Sabri Bey）
工務大臣　ベイージ・ベイ（Behidji Bey）

其後商務省と農務省の合併により、國民經濟省設置され、ラーミー・ベイ國民經濟大臣に任命された。

第四節　面積、氣候及人口

新土耳其共和國は、前述の通り舊土耳其帝國版圖の一部分に限り建設されたものであるが、其の境界は一九二三年七月二十四日、ローザンヌに於て、調印された平和條約に依つて定められ、歐羅巴土耳其の方は大戰前の境界を多少變更し、西はマリツツア河（Mariza）を境とする東スレース全部を含み、北は舊境界線に沿ふて勃牙利に接し、亞細亞では小亞細亞の全部及アルメニヤ地方を含み、其の面積合計四十九萬四千五百三十八平方哩と推定される。

國内の氣候風土は地方により大差がある。歐羅巴土耳其の沿海地方は氣候温和であるけれども、内地は大陸的の氣候で、寒暑とも甚しい。風は時々南風があるけれども概して北風が多い。多島海方面から北風又は東北風の來

る時には、天氣が晴朗で、氣温低下し、毎年十一月十二月及一月は降雨最も多く。四月には乾燥が始まり六月七月及八月の三ケ月間は毎月の降雨量一吋以内に止まることもある。此期間は或る地方では雨が全くないけれども、他の地方では、雷雨を催ふすこともある。

君府の記録は左の通りである。

最高	平均氣温	八月（攝氏）	二三度
	平均寒暑雨極	七月及八月	二八度
	平均濕度	八月	五三パーセント
	平均降雨量	七月	二七ミリメートル
最低	平均氣温	一月及二月（攝氏）	五度
	平均寒暑雨極	二月	二度
	平均濕度	十二月及一月	七四パーセント
	平均降雨量	十二月一月	二二ミリメートル

小亞細亞の氣候は測候所の記錄がない故、精確に述ることは出來ぬけれども、之を要するに高原地方は冬が長くして、寒氣が甚だしい。北部地方には多量の雪が降り、夏期は日中炎熱甚しいけれども、夜分は概して涼しい。北海岸は

冬寒く、露西亞の荒原から黑海を越へて吹來る朔風は、多量の雨雪が伴ひ、高加索山で一部を掩はれた、サムスン以東は氣候が稍々温和であるっ夏季は蒸暑くトレビゾンド附近の植物は反熱帶的性質を帶びて居る。南部沿海地方は冬季も寒氣が嚴しくない。時々霜又は雨が降る位である。併し夏は頗る暑い。西海岸は氣候温和なれども、北方から吹來る寒風はスミルナ迄影響を及ぼし、同地は同緯度の歐洲地方よりも寒い。夏期は殆んど毎日正午から日沒迄北風が吹き、時々疾風となる。

土耳其の人口に關しては帝政時代から國勢調査を試みたことがない故、精確な統計が得られなかつた。共和政府は新土耳其國人口調査の必要を認め、一九二六年白耳義から統計專門家を聘し、其の準備に着手し、一九二七年十月二十八日午後十時三十分を期し、人民の外出を禁じ、同時に全國の人口調査を實行した。其結果の詳細は未だ發表されないけれども、人口總數は千三百六

十四萬九千九百四十五人と傳へられて居る。

第五節　教育制度

帝政時代には一九一三年の教育令に依り、土耳其の幼男幼女は七歳から十六歳迄、國立公立私立の學校又は家庭に於て、初等教育を義務的に受けさせる樣になつて居つたけれども、義務教育は有名無實の有樣であつた故、國民中讀み書きの出來る者は割合に少ない。

共和政府は幼年子女の義務教育を勵行するため、各小學校は中等及高等の諸學校と均しく、皆國立として文部省で直轄し、帝政時代から各地方に散在した回教寺院に附屬する諸學校は、宗教と教育を分離する趣意に依り悉く廢止した。國立の君府大學には、法、理、文、醫學部等を設け、男學生と共に、多

數の女學生を收容して居る。帝政時代には君府で希臘民族、アルメニヤ民族、猶太民族及其の他非回教民族諸團體の、設立經營する諸學校は、土耳其政府に於て何等の干渉を行はず、又君府及其他の地方に於て、英、米、佛、伊等の外國人の設立經營する諸學校は、治外法權存在の爲め之に對し、何等の監督も出來なかつたが、共和政府は、國民教育統一の目的で、此等の諸學校にも土耳其の法律を適用し、文部省で之を監督することになつた。

第六節　司法制度

土耳其の舊法制は皆回教の教義に基いたものであるが、十九世紀の半頃から時勢の變化に伴ひ、之を歐洲型に改むる事業が始つた。新土耳其國の建設以來、古代の法制は全く一變し、一九二六年には歐洲諸國の法典と殆んど同樣

な、民法、刑法及商法が制定された。

帝政時代から存在した、宗教諸裁判所が、一九二四年四月に廢止されて以來、全裁判制度は統一され、今日の裁判は單獨で刑事と民事の小事件を受理する治安裁判官、裁判長と二名の陪席判事で構成し、廣い權限を有する地方裁判所、裁判長と四名の陪席判事で構成する重罪裁判所で之を行ひ、控訴院を置かず、大審院はエスキセヒール(Eskişehir)に設置されて居る。

第七節　財政

國庫の歳入は、地租、動產稅、所得稅、及利得稅、關稅、消費稅、綿羊及家畜稅、專賣益金及其他の財源に依る。

一九二七年から一九二八年に亘る、會計年度の歳入豫算額は一億八千九百萬土貨磅、歳出一億八千八百七十九萬八千七百七十九土貨磅で、同年度の歳出豫算を費目別に示せば(單位土貨磅)

國防費	五七、九九六、一四三
理財及年金費	二七、三八九、八七七
土木建築費	二二、五四四、〇九五
憲・兵費	九、一九五、五〇四
公債費	一〇、〇三四、七一〇
教育費	六、〇〇〇、一九四
稅關費	四、六七四、三六四
司法費	五、〇一二、四〇九
內務費	五、七七八、一二三
農務費	三、二〇五、五四三
衛生費	三、二〇九、〇〇〇
海軍費	五、四三三、九六七
郵便費	五、二五九、七一八
公安費	三、九三一、〇一三

土耳其事情

商務費	九五七、五八四
軍事工廠費	五、二〇二、七五六
國民議會費	一、五三五、九七〇
外務費	二、九九七、三四六
祭儀費	一、八二三、九八三
避難民費	二、六三二、五九一
土地臺帳費	一、三九四、三一九
其他雜費	二、五九一、六〇〇

土耳其が帝政時代に起した外債は、ローザンヌ平和條約に依り、巴爾幹戰爭の始つた一九一二年十月十七日以前の分と、同日から土耳其が歐洲大戰に參加した一九一四年十一月一日迄に起した分とに區別し、兩戰爭の結果、土耳其帝國の版圖から分離して歸屬した諸國家に割當られ、新土耳其も亦分離した領土の歸屬國として、第一巴爾幹戰爭以前の分は、全額の百分の六十二と四分の一、其後歐洲大戰參加迄の分は、全額の百分の七十六、五四を分擔することに

なつた。新土耳其共和國の外債總額は八千二百萬土貨磅であるが、一八八一年以前に起債した分に對しては、帝國政府は、債權者たる外國人の主宰する、公債管理署を設置し、其の元利支拂に充るため六種の國稅徵收を之に委任し、其後に起債した分に對しても亦、元利支拂の保證として、特定の國稅徵收を之に委任した。然るに共和政府は帝國政府が公債管理署に委讓した國稅徵收權を認めず、政府自ら之を徵收することになつたから、公債管理署は帝政時代の外債元利支拂の資金を集めることが出來なくなつた。

本件に付ては今日尙關係諸國から土耳其政府に掛合中である。

第八節　國防

土耳其帝國の陸軍は、歐洲大戰と一九一八年の休戰條約に因る除隊の爲め

全く消滅し、新陸軍は一九一九年から一九二二年に亘る三年間に、國民議會が組織したもので、一九二二年の秋、希臘軍を小亞細亞から驅逐した時には其の兵が二十萬人に達して居た。

此の新陸軍の除隊は、一九二三年七月ローザンヌ條約調印後間もなく實行され、一九二四年末には平時編成に改められた。其の兵員は將校下士卒合計十二萬人で、兵卒は二十二歳と二十三歳の徵兵である。之を歩兵十八個師團と騎兵三個師團に編成し、更に之を九軍團に分括し、三都督廳に隷屬させ、各軍團の平時編成は歩兵二個師團と直屬部隊とし、騎兵三個師團は必要に應じ各軍團に配屬してある。

土耳其の海軍は目下更新改造中である。戰爭に使用出來得る艦艇は資金調達次第直に再艤裝されることになつて居る。此の更新案が完成すれば、二萬二千五百噸の戰鬪巡洋艦 Yavous Sultan Selim (元獨逸軍艦 Goeben・一九一一年

進水、十一吋砲十門備付)、九千九百噸の舊式戰鬪艦 Fourgont Reis (十一吋砲六門備付目下海軍兵學校の練習艦として使用)三千八百三十噸の輕巡用艦 Hamidieh と三千三百噸の Medjidieh (舊獨逸巡洋艦 Breslau)の四隻が土耳其海軍の中堅となる筈である。尙右の外に四百噸乃至千噸の砲艦八隻、水雷破壞艦三隻と水雷艇三隻がある。之等は皆一九〇一年乃至一九〇七年の間に建造されたものである。

Yavous Sultan Selim 艦の修繕は佛國造船所と契約し、イスミツドで艤裝中である。政府は獨逸から二萬六千噸の大浮船渠を買入れ、之をイスミツドの鎭守府に置き同艦の修理に使用して居るが、一九二六年十二月中同浮船渠に事故起り大損害を受けた爲、同艦修繕工事は大に遲延した。帝政時代の海軍鎭守府は君府の金角灣内に在つたけれども、共和政府は之をイスミツドに移した。

政府はスミルナに航空隊本部を置き、其の發展を計畫し、既に若干臺の飛行機を買入れ、尚多數の註文を佛國と獨逸に出した。現今では操縦士と機械技手欠乏のため、航空勤務は未だ有効狀態に達しないけれども、之に經驗ある人員は次第に增加して來た。

第九節　鐵道と海運

一九二六年一月に於ける土耳其の鐵道線路の延長は、約三千五百キロメートル、即ち二千百十三哩であつた。其内東洋鐵道(Chemins de Fer Orientaux)は三百三十六キロメートルで、アドリヤノープルを經由し君府とソフィア(Sofia ベルグラード(Belgrade)及歐洲の主要中心地方を連絡し、アナトリヤ(Anatolia)鐵道及コニヤ(Konia)鐵道に接續す。バグダツト鐵道は六百四十三キロメートル

で、コニヤからメソポタミヤのニシビン(Nisibin)迄世界大戰中に敷設された。其他スミルナ、アイデン間(Smyrna-Aidin)に六百五十キロメートル、スミルナ、カツサバ間(Smyrna-Cassaba)に七百三十キロメートル及ムダニヤ、ブルーサ間(Mudania-Brusa)に四十二キロメートルの鐵道がある。其後サムスン、シヴアス間(Samsun-Sivas)シヴアス、アンゴラ間(Sivas-Angora)及サムスン、シヤルシヤンバ間(Samsun-Charchamba)の鐵道も敷設中である。又バフラ、サムスン間(Bafra-Samsun)エレグリ、カラデレ間(Eregli-Kara Dere)アンゴラ、デアベクル、アラダ間(Angora-Diabekr-Arada)ウズーン、クープラ、ケシヤン間、(Ouzoon-Kuepru-Keshan)トレビゾンド、エルゼエルム間、(Trebizond-Erzerum)クタイア、タヴエシヤンリ間(Kutaia-Tavechanli)及ウールー、キシユラ、セザレヤ間、(Oulou-Kichla-Cesarea)の鐵道も敷設、設計中である。

白耳義及瑞典の資本家は、一九二六年十二月、アンゴラに於て調印した契約

により、前期諸線の內最も重要な、サムスン、シヴアス線、セザレア、シヴアス線、エレグリ、カラデール、アンゴラ線ニアルガナ、デアベクル、アラダ(Argana-Diabekr-Aradia)線の敷設を引受けた。

一九二五年の始めに、土耳其の國旗を掲げる商船の數は、合計百三十九隻で、其の總噸數は十二萬九千四百四十四噸であつた。此等船舶の多くは、內地諸港間の運輸に從事して居る。尙ほ此外に君府其他の港內で使用する曳船二十九隻、モーター附又は普通の艀舟六百十二隻、モーター附小船四十二隻があつた。土耳其船舶の乘組水夫總員は、約三千人である。

第十節　産業

一、農業

農業は尙一般に原始的であるが、共和政府は近年米國から多數の農具を輸入し、耕作法の改良に着手した。

地味は國內の大部分を通じて肥沃である。重要なる產物は烟草、モヘール(アンゴラ山羊毛)穀類、無花果、生糸、橄欖、橄欖油、乾果實、阿片、胡桃、且杏、獸皮、毛皮、甘草根、羊毛、護謨、亞麻仁、胡麻等である。其中烟草、羊毛、モヘール、乾果實、阿片、胡桃は小亞細亞の重要輸出品である。阿片はコニヤ及アフイオン、カラヒサールに產出し、烟草は歐羅巴土耳其にも、亞細亞土耳其にも產出す。一九二五年の棉花產額は約二十萬梱に達した。

二、林業

森林の總面積は約一千七百萬英反(Acres)で、重なる森林地はカスタムニ、(Kastamouni)アイディン、(Aidin)ブルーサ、(Brusa)ボルー、(Bolu)トレビゾンド、コニア及カラッシ(Karassi)等の七州である。全國森林地の約百分の八八が國有、百

分の六が私有、其他は村有こ回教財團に屬して居たのを、共和政府は回教財團を廢し、之に屬する森林を國有に編入した。

土耳其の森林法は帝政時代に佛國法に倣ひ、制定したものであるけれこも、採伐制限が勵行されない爲、國内の材木は漸次減失の傾向があるこ云はれて居る。

三、牧　　業

一九二六年の調査に依れば、同年土耳其に於ける畜類は綿羊一千二百八十七萬一千八百九十七頭、山羊一千八十七萬六千三百八十七頭、牛四百四十九萬二千六百十五頭、驢馬及騾馬五十二萬九千八十二頭であつた。

四、鑛　　業

土耳其の各州特に小亞細亞地方は、鑛物に富むこ傳へられて居るけれこも、今日迄採堀されて居るものは極めて少ない。クローム鑛は、メンテシュ(Menteshe)クタイヤ、(Kutahia)スミルナ、アダナ、ブルーサ、コニヤ及デアルベクル等に存在し、ブルガールマーデン(Bulgar Ma'den)には國有の銀坑がある。亞鉛はイスミツド、(Ismidt)アイデイン、トレビゾンド、アダナ及ダルダネルス地方に存在し、滿俺はアイデイン、メンテシュ、ブルーサ、カラツシイ及メルギール(Merghir)に多く、アイデインには安質母尼も在る。アルメニヤのタウラス山(Taurus)並にトレビゾンド附近のテレイボリイ(Tereboli)こデアルベクル附近のアルガナマーデン(Argana Maden)に在る鉛山は、世界最大產出鑛山の中に算入されて居る。マルモラ海に產出する硼砂は毎年六千乃至七千噸が外國へ輸出されて居る。

又エスキセヒールには海泡石、アイデイン州には金剛砂、アイバリックにはアスフアルト、ヘラクレ及黑海沿岸の歐洲側並にエルゼルーム、アイデイン、アンゴラ、カラツシ及其他に散在するこのこである。

製鹽港はエルゼルーム、スミルナ附近及其他に於て經營され、ブルガールマデン、コニヤには金鑛がある。水銀はコニヤに近いシスマ(Sisma)ウシヤツク(Ouchak)並にアイディン州に在る。尙ほアイディンにシヴアスには砒石、カラツシイ縣にアイディン州、並にアダナ地方には鐵鑛がある。

五、漁　業

漁業は土耳其の重要產業の一として數へられ、一九二〇年から二一年に亘る一ケ年間に、君府と其の附近で漁獲した海產物の價格は、二百九十二萬二千三百二十二土貨磅、一九二一年から二二年に亘る一ケ年間には、二百四十萬七百七十八土貨磅であつた。

六、工　業

工業は未だ比較的重要でない。アイディン州は、大戰前土耳其工業の中心地の一であつたけれども、戰後は、之に從事した希臘民族の退去以來、俄かに衰

微した。戰前に土耳其工業の六割を占めた絨緞織物業も同樣である。無花果包裝所の數は、戰前の三十五から十二に減少した。共和政府は一般工業の發達を奬勵し、スミルナ工業の復舊を計畫し、多量の機械を輸入した。綿繰工場は再建され、油精工場は一九二六年アダナに新築され、同年十二月には、スミルナ附近のウシヤツク(Ouchak)に數多の工場が出來た。又歐羅巴土耳其方面でも東スレースのアルボリユ(Alpolle)では砂糖工場が建設され、其の製產年額は一萬五千噸の豫定である。

第十一節　貨幣制度と金融機關

一、貨幣制度

土耳其は一九一六年四月の貨幣條例に依り、一ピアストル(Piastre)を單位と

する金貨本位を採用した。

一ピアストルを四十パラ(Para)とし、一ピアストル、半ピアストル、四分の一ピアストル、及八分の一ピアストル貨を銀貨とし、二十五、五十、百、二百五十、及五百ピアストル貨を金貨とし、銀貨は三百ピアストル迄、白銅貨は二百五十ピアストル迄、法貨として通用されることに定めた。

土貨一磅即ち百ピアストル金貨は、量目七グラム二一六純分千分の九一六であるから、其の含金量は六グラム六一四七二十ピアストル銀貨は量目二四グラム〇五五、純分千分の八三〇であるから、含金量一九グラム九六五である。

大戰前には、土貨十一磅は英貨十磅と殆んど同等であつた。然るに現今市場に流通する貨幣は、白銅貨及銀貨と大戰中に發行した不換紙幣ばかりで、金

貨は全く其姿を潛めた。近年紙幣の價値は非常に下落し、目下土耳其紙幣一磅（百ピアストル）の相場は、同一名稱金貨の八分の一乃至九分の一に過ぎない。

三、金融機關

土耳其政府は一九一七年一月オットマン國立信用銀行（Osmanli Itibar Milli Bancasi）と呼ぶ新銀行の設立を許可した。資本金は土貨四百萬磅で、其の資格は一九二六年政府の裁可を受けて決定し、帝政時代に政府の機關銀行であつた、オットマン帝國銀行に代り、共和政府の機關銀行として營業することになつた。

其他土耳其國內に本支店を設置する、內外銀行の主なるものは

Crédit Lyonnais（佛國） Banca Commerciale Italiana（伊國） Banque de la Méditerranée（佛國） Banque des Pays Bas（和蘭） Banque de Salonique（佛國） Deutsche Bank（獨國）及工業銀

行(Banque Industrielle et Miniere)商業銀行(Banque d'Affaires)農業銀行(Agricaltual Bank)の三新設土耳其銀行である。

第十二節　度量衡と年暦

土耳其は近年になつて、メートル法の度量衡を採用した。けれども未だ一般には行はれて居ない。舊來の度量衡は左の通りである。

一、オク Oke)は四〇〇ドラムス(Drams)にて二英斤八二六四
一、パトマン Batman)は六オクにて一六英斤九五八
一、カンタール(Cantar)は四四オクにて一二四英斤三六一六
一、チエキ(Chei)は一九五オクにて五五一英斤三一四八
一、キレー(Kileh)は英の〇、九一二〇ブッセル

一、ムスカル(Muscal)(バラの香水を量るに用ふ)は一ドラム半にて英の七四グレイン一七一
一、アルシン(Arshin)(布類を計るに用ふ)は二六吋九六
一、エンダーズ(Endase)は二五吋五五五
一、アルシン(Arshin)(丈地丈量に用ふ)は二九吋八三〇
一、デユナム(Deunum)は一〇九八平方碼七六五
一、デジリブ Djerib)は二英反四七

共和政府は一九二六年一月一日から、回教の舊年暦を廢し、歐米諸國と同一の年暦を採用し、舊年暦一三四二年を一九二六年と改めた。

第三章　對外貿易

第一節　最近の趨勢

土耳其の外國貿易は大戰中一時停止の狀態であつて、終戰と共に非常に活氣を呈し、爾來一進一退を免れなかつたが、最近に至り漸く盛況に向ひ、一九二三年には輸出總額八千四百六十五萬一千百九十土貨磅、輸入一億四千四百七十萬八千六百七十一土貨磅であつたが、一九二四年には輸出一億五千八百八十五萬七千九百五十七土貨磅、輸入一億九千三百六十一萬四十八土貨磅に夫々增加し、一九二五年には更に增加して輸入二億四千二百三十一萬四千百十八土貨磅輸出一億九千三百十一萬九千四百五十六土貨磅に達するの盛況を

見るに至つた。同國輸出品の主なるものは烟草、棉花、羊毛、阿片、緞通、皮革、毛皮、葡萄、無花果、乾果、栗、バロニア（鞣皮用）、蠟、ゴムアドラガント、オリューヴ油、棉實油、其他植物性油、穀物、甘草であつて、輸入品の主なるものは綿糸並綿製品、毛糸並毛織物、絹糸並絹織物、石炭、石油、砂糖、食料品、機械、紙類等である。

　敍上の如く、土耳其の外國貿易は年々大體順調なる行程を辿つて居るが、其の發達を阻害する原因、例へば、（一）主なる產業である農業の發達遲々たること、（二）爲替相場不安定なること（第四章第四節第三款參照）、（三）產業勞働者なる希臘人の追放、（四）煩雜なる課稅の突發的實行、（五）中繼貿易の減少、（六）流動資本の欠乏、（七）交通機關の不完全等が、今尙ほ貿易の自由なる發達に對し、有害なる影響を及ぼしつゝあるのである。

　而して一九二三年に於て、輸入を仰ぎたる國の主要なるものは、價格よりすれば、伊太利第一位を占め、總額の約一九％餘を輸入し、英、佛之に次ぎ、數量より

すれば、米國第一位にあり、總額の一四％餘に當り、英、勃、伊等之に次ぐ。輸出の方を見るに、價格よりすれば、英國第一位を占め、一八％餘に達し、伊、佛之に次ぎ、數量よりするも英一三％餘、伊、佛之に次ぐの順序である。又一九二四年に於ける對土輸出國は伊、英、獨、佛、米の順序であつて、日本は第十四位に位し、前年より一位の昇進を見たる次第である。

　次に一九二五年に於ける同國貿易の大勢を見るに、前述の如く輸入總額二億四千二百三十一萬四千百十八土貨磅、輸出額は一億九千三百十一萬九千四百五十六土貨磅にして、前年に比し輸入に於て、四千八百七十萬四千七十土貨磅、輸出に於ては三千四百二十六萬一千四百九十九土貨磅の增加を見るに至つた。

　輸入品中綿製品依然首位を占め、七千四百十二萬七千六百三十四土貨磅にして、總輸入額の約三〇％に當る。次は穀物の二千二百六十九萬一千九十二土

貨磅(輸入總額の九%)、金屬品二千百五十五萬六千八十一土貨磅(總額の九%)、植民地物産二千八十六萬三千七百十土貨磅、毛織物並毛糸一千七百六十二萬五千五百二十一土貨磅の順序である。

輸入先の第一位を占むるは伊太利で、土耳其輸入總額の約一八%即ち、四千三百四十二萬一千七十七土貨磅を、英國は其第二位にあり約一六%三千七百八十四萬六千八百十七土貨磅を、獨逸は其の三位にして一一%二千七百四萬二千七十二土貨磅を、佛國は一一%二千六百七萬七千九百六十六土貨磅を、米國は八%一千九百六十五萬四千七十四土貨磅の順序である。而して同年内に於ける日本よりの輸入高は四百五十三萬五千五百六十五土貨磅にして、前年に比し百四十七萬八千七百五十九土貨磅の增加を示し、又前年には輸出國中の第十四位なりしが、其年第十三位に昇進した譯である。

輸出品の大宗を爲すものは固より烟草であつて、同年に於ける其の輸出額

は六千九十八萬四千四百二十四土貨磅で、輸出總額の三一%を占め、前年に比し、一千四百四十萬二千九百九十二土貨磅の增加を示して居り、次は果實の三千七百六十一萬七千六百八十二土貨磅で、前年に比し百八十六萬百六十八土貨磅の減少を見、棉花の一千五百四十七萬六千八百二十一土貨磅は三百五十二萬八千八百二十二土貨磅の增加を示し、羊毛の一千百五十四萬八千百十土貨磅は百六十二萬二千百五十九土貨磅の減少を見たるも、輸出の狀況は果實及羊毛を除き、大體良好にして、前年に比し總額に於て二一%の增加を見たる次第である。

輸出先の主なるものは伊、獨、米、佛及英にして、就中伊太利への輸出は五千四十九萬七百十八土貨磅に達し、同國よりの輸入を超過すること七百六萬九千六百四十一土貨磅に上り、米、獨共に土耳其よりの輸入額は輸出額を超過し居る狀態である。尙ほ日本との貿易關係に付ては後章本邦との通商關

係に於て詳述しよう。

要するに同國は數十年來輸入超過を續け、最近の一九二三年には六千五萬七千四百八十一土貨磅、一九二四年には三千四百七十五萬二千九十一土貨磅、一九二五年には四千九百十九萬四千六百六十二土貨磅の超過を示して居るのである。

第二節　重要輸出入貿易

土耳其全體に於ける重要品輸出入貿易統計、並にスミルナ港より輸出されたる重要物及び特產品は左の如くである。

一、土耳其重要品輸出入貿易統計

1 一九二三年國別輸出入貿易統計（單位土貨磅）

國名	輸出額	輸入額
伊太利	一五、二〇〇、六七一	二八、三五二、九四一
英吉利	一六、七五六、六七〇	二五、〇六三、四七七
佛蘭西	一〇、五〇四、二一九	一三、二二九、三五三
亞米利加	六、七四九、六〇二	一一、〇五九、三五二
獨逸	七、六二五、五七八	九、二二二、〇六三
シリア	六、〇四五、九二七	七、八八〇、〇八七
坡蘭	六、六五四、九八九	三、八三七、六〇三
白耳義	二、二二六、九九四	七、四一三、八三六
埃及	二、四七五、一八六	六、六八二、五一二
勃牙利	一、〇五四、七九八	四、九四四、七七五
露西亞	一、七三二、四四五	三、〇三九、一六六
羅馬尼	七二八、一八〇	三、七九九、五二九
希臘	二、八八一、八五一	九二七、三四六
埚國	八、三二七	一、二八四、七五〇
匈	—	一、二二〇、一〇六
日本	四、〇〇五、七五三	一六、七五一、七七五
其他		

合　　計　　八四、六五一、一九〇　　一四四、七〇八、六七一

2 一九二四年國別輸出入貿易統計（單位土貨磅）

國名	輸出額	輸入額
伊太利	三四、八八三、七六四	四〇、九八三、九六〇
英吉利	二三、二八一、八〇八	三四、二七五、一九〇
獨逸	二〇、五五一、一三六	一九、二一三、五一五
佛蘭西	一八、七八六、四二一	一八、二九七、九七三
亞米利加	一六、三九一、六〇四	一一、三七七、八八四
羅馬尼	一、九八三、六九五	一〇、一六五、一七一
白耳義	三、七三一、六七三	八、七六二、九四三
シリア	九、二四三、一三八	七、五二六、九三〇
埃及	四、八三〇、六三八	七、一七一、三六一
瑞西	九、三四三、九二三	六、三八三、八一九
露西亞	二、〇〇五、三二三	六、三六九、三〇七
チエッコ	一、五四三、〇七七	六、一〇三、九四一
勃牙利		三、五七四、九一一

日本	一二、二八一、七九七	一、七五七	三、〇五六、八〇六
其他			一〇、三四六、三三七
合計	一五八、八五七、九五七		一九三、六一〇、〇四八

3 一九二五年重要輸出入貿易統計（單位土貨磅）

輸出			輸入	
品目	金額		品目	金額
煙草	六〇、九八四、四二四		綿製品	七四、一二七、六三四
果實	三七、六一七、六八二		穀物	二二、六九一、〇九二
棉花	一五、四七六、八二一		金屬品	二一、五五六、〇八一
羊毛	一一、五四八、一一〇		殖民地物産	二〇、八六三、七一〇
			毛織物及毛糸	一七、六二五、五二一
其他	六七、四九二、四一九		其他	八五、四五〇、〇八〇
合計	一九三、一一九、四五六		合計	二四二、三一四、一一八

註　一九二五、六年の土耳其大藏省統計未着の爲詳細に亘り記載するを得ざる次第なり

4 一九二五年稅關通過重要輸出品統計（單位キロ）

品目	土耳其	希臘	伊太利	佛蘭西	英吉利	獨逸	米國	其他	合計
煙草	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
葉巻	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
刻煙草	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
葉及野菜	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
計	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
他	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
毛	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
花	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
果	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
乾葡萄	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
乾無花果	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
乾阿片	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
棉實	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
棉の煙	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
棉實草	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
ナコンスプルン	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
スミルナ	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
ソトンレドビ	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
メルシナ	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
サルファ	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
シガッシーフアイ	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五
ケラソンド	三,三七一,三七一	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五	一,一四一,三四五

註　ルルファ並ガジーアインタップはシリヤの國境近くにあり、ケラソンドはトンヒソンドの近くにある。

第三章　對外貿易

5　一九二六年上半期重要輸出入貿易統計（單位千貫）

輸出

品目	金額
合計	三六,二七一,二五九
其他	二二,九六四,四一九
羊毛	八,一〇九,三三三
山羊毛	六,〇四三,四六五
棉花	九二,六〇九,六一八
棉實	一,九九八,〇九四
棉實油	二,五五九,八六八
皮革	三,二〇二,七九五

輸入

品目	金額
綿製品	三一,三九七,七一〇
毛製品	一〇,三五七,〇六一
金屬製品	九,七三九,五四二
植物性纖維及砂糖	九,五八九,七五一
機械器具	四四,七一一,八七四
油類	四,一六八,八五四
皮革	三,五五九,八六八

二、スミルナ港重要品輸出入貿易統計

1 一九二四年輸出品別統計

品目	重量(單位キロ)	其他合計	價格(單位土貨磅)
乾葡萄	四七、七一二、四〇六	三〇、八六九、五八五	一八、一〇一、九三五
無花果	二九、六一〇、二一六	一〇七、四一五、〇四〇	一〇、〇八五、三三七
パロニア（樫皮用）	二七、四六九、九〇二		一、九四五、六三〇
甘草根	一一、七一五、七二五		八四九、九七九
煙草	九、七四〇、一八四		一八、九一〇、六七八
金剛砂	七、六五八、七二六		二八二、七九〇
乾野菜	四、七八四、四五八		四八六、四九九
穀物	二、五〇四、四四九		二六五、九四九
棉花	二、〇三五、一〇七		一、九七四、七二二
麻實	一、二七七、七五六		一一八、一六八
ヒー	一、〇四八、三八七		三、一〇〇、〇九六

品目	重量(單位キロ)	其他合計	價格(單位土貨磅)
胡麻	八一一、七五五	二二四、六八三	
獸皮	三八二、五〇六	四四〇、四一四	
玉蜀黍	三一六、七六八	三二六、六三八	
栗	三一一、三四一	四四、〇八二	
肥料	二一七、一七七	六、七七三	
胡桃	二〇三、〇二一	二四、四三九	
オリユーヴ油	一七五、二三四	七八、三六三	
阿片	五五、九二一	九九六、二三二	
羊毛	一四一、三五二	九二、一九七	
嬰粟香料	七三、〇三九	七四、九一六	
薔薇の精油	四一、一〇二	一八、九一八	
月桂樹の葉	三八五	七八、二五八	
其他	四、四八六	七三九	
合計	五八、五七三、一六八	三、八六七、〇九六	
	二〇六、八六四、五七一	六二、三九五、五三一	

2 一九二五年輸出品別並に重なる仕向先別統計

品目	數量(單位キロ)	金額(單位土貨磅)	重なる仕向國並數量(單位キロ)
乾葡萄	二五、五三六、一三〇	一一、五七三、六六〇	獨(九、二七四、四三二) 英(五、三七七、八〇八)
乾無花果	二二、一一八、三四四	八、五三三、四三六	米(一〇、四〇七、六五九) 英(六、七二二、八九七)
葉煙草	一六、二八二、五二七	三二、一八四、七六八	伊(六、五三七、三六一) 米(四、九六五、四一四)
橄欖	二二八、三一一	四一、三三五	伊(一六九、四四九) 白(二一、一六八)
橄欖油	一〇、六九六、七二七	六、二〇七、五五五	伊(八、一〇〇、五三二) 英(一、一三五、三六七)
棉花	三、六一三、一七八	三、四六三、〇三三	伊(一、六一七、三一三) 佛(九九五、一〇七)
阿片	八四、八一五	二、一七一、六八九	佛(五二、二一一) 和(一八、八一七)
バロニア	三〇、七一八、九三二	二、〇七二、一七五	獨(八、五九〇、九五二) 英(七、九九一、九九五)
バロニヤエキス	二、六八八、九〇五	八〇二、二九一	露(一、五六五、五七六) 英(四七四、七四〇)
甘草根	一七、二九二、二八八	一、六一七、三七七	米(一五、三七三、七二六) 佛(一、三五三、三〇一)

甘草の捏物	五二二、三五三	一九一、四九七	米(三四〇、六〇一) 英(八三、二八七)
絨毯	九六九、一六七	三、九九五、九九四	英(五二〇、二七二) 米(二七〇、三九九)
大麥	三、二四六、三八一	三一六、三二四	英(一、八九九、四八六)
豆類	三、三六〇、二六三	三一四、〇五八	シリア(一、一六七、四三六)
胡麻	四八二、九〇一	一四二、八五一	伊(三五九、二二八)
小麥	一〇八、五四〇	一四、二六〇	希(八七、一一七)
粟黍	三六四、一八一	三七、二八七	希(一六三、四五四)
雜穀	一、〇三九、三八五	九三、七五七	シリア(七四四、三三九)
生果並乾果	五七八、七八八	九六、二七八	埃(二五六、〇九二)
落花生	四五六、二二三	三七九、九〇二	米(一五四、三九一)
アマンド	二四六、二九二	三四〇、五八九	佛(七〇、七六五)
胡桃	一三七、九三四	四三、七七六	埃(五二、七一四)
栗	一五八、七四〇	二一、七一五	シリア(一一三、九四四)
イナゴ豆の實	三〇四、七七七	二四、〇四六	希(一〇四、一〇〇)
胡麻の粉(製薬用)	三七、七二二	二四、二九一	伊(二七、四五七)
橄欖の搾糟	三一、三〇五、八七一	九八三、八〇八	希(二二、〇七七、三二〇)

棉實	五、〇一〇、五二一	三四〇、五三二	英（四、六九六、九九〇）
秣	一、七六七、五〇六	二四、七二四	希（一、五八九、二二七）
生獸皮	四〇三、四五四	六一六、六二三	伊（一九一、六一八）
皮革	五五、七五五	一〇六、九八四	英（二二、三三九）
毛皮	五、二五五	二五、九三二	佛（四、一二一）
獸爪並角	二八九、一〇〇	一三、七二九	伊（一五三、四五四）
獸腸	五、五一七	二四、六九九	佛（三、三二六）
蠒	五四、三六六	七二、五〇一	獨（三〇、八〇一）
海綿	七、七五九	一一三、六三〇	伊（七、七五九）
絹糸	七七、八九五	九八、八三四	希（四九、二三二）
絹織物	一八、八三九	六〇、一四二	埃（一七、三二三）
罌	一二、四〇六	一六八、七八八	伊（一一、〇九三）
羊毛	四九、八二七	四九、一八六	希（四二、九三八）
毛糸	九二、九二一	二二一、七九三	希（九〇、一三一）
木炭	九四八、一〇五	三一、四〇三	埃（一一三、八八六）
金剛砂	八、九二六、七〇九	二六八、六九〇	米（四、〇六八、一一五） 英（三、四五四、八九九）
含銀鉛	三、七五三、五〇四	九六七、〇八七	白（二、〇三九、七二三）

樅の樹皮	一、〇一八、九一〇	四五、一二七	伊（四九四、八〇九）
ゴムアドラガント	一七、九六一	三〇、二三四	獨（九、五九一）
シャボン草	五〇、五二五	一三、一七一	埃（一四、六一五）
月桂樹油	一二四、七三四	七、二一五	伊（八一、三六九）
樫の沒食子	六三、二七三	二三、〇八一	獨（三一、一七〇）
薔薇油	七八	二二、三七三	獨（四八）
乾酪	六八、六八四	三八、七四三	希（三八、六八五）
鷄卵	一三三、六三九	五六、〇八六	希（一二四、八九一）

註　以上の統計表中内容に多少相違あり、尙所載品目以外の其他の數量金額等不明の爲合計數額を記載せざる次第なり。

3　一九二五年品別輸入統計

品目	數量（單位キロ）	金額（單位土貨磅）
織物	四、一二三、六〇五	一一、二一七、五八〇
糸及新柄物	一、三二三、二三一	二、八二八、四八一
機械及器機	九五一、七八九	六二四、五三六
セメント	七、四三三、二三五	一七四、八五六

硝石類	一、三五三、三〇〇	三六五、五八八
石油	七、九〇九、九四三	七七二、四五一
ベンジン	一、二九四、三八三	二二九、六七一
煉瓦及瓦	二、二七〇、六三七	四八、四一一
砂糖	一三、二五二、二五六	二、六五八、六九三
米	五、二三二、二一八	九〇三、七〇二
珈琲	一、五二六、五三七	一、三七六、五七六
生皮	六三六、九一六	三七六、〇五三
建築用木材	二、二五四、五一五	一六二、三一八
化學製品	三、三九五、一八九	七五六、八五五
茶	一六八、六五七	二八三、〇六七
香味料	一〇九、一六六	六二、八六七
紙及厚紙	二、三八四、五一一	四四三、五四一
Sacs et Caneyas	二、三七三、九〇六	一、二五三、〇五二
Chapeaux	一三四、一五一	三三七、〇〇三
Objets en Caoutchouc	一九四、五二〇	四一四、五一〇
Poterie	一五一、四四二	一四、五七二

陶磁器	二〇六、九二五	一一一、一九一
學科術機械	九、九九六	五〇、八三三
HuileeMinerales	四、〇八八、五五三	三一五、〇七二

註　以上品別に依るスミルナ輸出入貿易總計は一九二五年のものなるも一九二五年に於ける國別に依るスミルナ輸出入貿易總計は輸出八三、〇二二、三五三土貨磅、輸入三六、八六一、一九五土貨磅となり居る次第であつて、一ヶ月乃至二ヶ月分は未だ計上せられ居らざるものゝ如く思考さる。

4　一九二五年に於ける國別輸出入貿易統計（單位土貨磅）

輸出			輸入	
國別	金額		國別	金額
伊太利	二三、五九五、八五五		伊太利	八、九八六、八三四
亞米利加	一九、三三一、七五二		英吉利	七、一〇〇、五六一
英吉利	一一、四七五、一四〇		佛蘭西	三、六四〇、六三九
獨逸	一〇、八六四、八一九		白耳義	二、六五五、三三八
日本	二一、八七五		埃及	二、三五二、九九〇
其他	一七、七三三、九一二		獨逸	二、三三一、八六四

合計	八三、〇二三、三五三	
印度	一、四四五、四一八	
米國	一、四〇三、〇六三	
和蘭	一、二六三、二四七	
致須國	一、〇八〇、〇四七	
日本	三〇四、二二一	
其他	四、二九六、九七三	
合計	三六、八六一、一九五	

第三節　貿易港としての君府及スミルナ

第一款　君府

土耳其に於て外國貿易の中心をなすものは、君府及スミルナの二港である。

る。君府商業會議所最近發行の報告書を見るに、過去數年間に於ける君府の經濟的發展に關し、左の如き意見を掲載して居る。

君府の通商貿易が最近一頓挫を來したるは、爭ふべからざる事實である。右經濟的停頓の原因を詳にすれば自然、(一)一九一四年以前の商業活動期、(二)一九一八年に至る閑散期、(三)一九二三年に至る隆盛期、(四)一九二三年以後の衰微期、(五)君府の施設改善期に分たるゝ樣である。

一、第一期、一九一四年以前の活動期

本期間は一九〇八年乃至一九一四年とし其の特色は經濟的堅實性であつて、地中海沿岸諸國に於ける國際市場としての地位は、極めて堅實であつた。運輸事業の旺盛は通商關係に於て無敵の狀態であつた。而して爲替相場の安定、取引狀態の安全等實に此期は通商貿易高潮の時期と見ることが出來る。

二、第二期、大戰中(一九一四—一九一八)の比較的閑散なりし時期

此の期に於ては市場閑散にして、社會生活不安定ごなり、且つ君府の商業に最も重要なる貨物取引は停頓の狀態にあつた。露國及羅馬尼ごの政治的阻碍、其他黑海に於ける露國艦隊の行動の爲に、小亞細亞及勃牙利ごの海上貿易其の他の問題は全く防害を受け、亦聯合國の海軍力存在の爲、航海は危險ごなり、中立諸國ごの海上交通さへも阻止されたのである。

三、第三期、一九一八年終戰當時より一九二三年に至る隆盛期

1 過去數年間に於ける諸般の欠乏を補充する爲、君府は勿論、全土國、其他勃牙利、羅馬尼、露國及コウカサス地方より各種の注文が殺到したること。

2 西歐諸國の生產過剩並輸出刺激の結果、約四ケ年に亘り君府の輸出を盛んならしめたること。

3 露國が歐洲諸國ごの戰爭を中止したる爲、君府を通過する通商貿易の隆盛ごなりたること。

4 黑海岸諸國より盛に原料品の輸出をなしたること。

5 商況不安定の爲商人は成る可く荷物の貯藏を希望したること。

6 君府は東方諸國に於ける最大の貿易港であるが、此の期間に於ける商業活動は例外の變體であつた。卽ち右當時に於ける爲替相場の下落及生活費の增加に依りて知ることが出來る。

四 第四期、一九二三年以後の衰微期

此時期は第三期に比し明かに、商業上の衰頽時代なるも、其の衰頽の程度は比較的徐々にして、寧ろ次第に經濟的復活の曙光を見、確實性を帶ぶるに至つた。第四期に於ける特色を述ぶれば左の如くである。

1 一九一八年より一九二三年に至る第三期に於ける、商品輸入の過多が原因ごなり、荷物は著しく堆積された。

2 地中海沿岸諸港の急激な發展は、君府と競爭の地位に立つに至つた。
3 君府は港市として必要なる近世的設備と制度が欠けて居る。
4 荷揚會社の如き寄生的組織の存在するが爲有害且不利を來す場合が多い。

五 第五期、君府の施設改善期

此の期に入りて君府の商業は緩漫ながら大體左の階程を辿り進歩發達を見るに至つた。

1 土耳其商業を廣く海外に紹介せんが爲、商業上宣傳をなしたること。
2 生產品の安全且永續的生產の手段を企圖したること。
3 國民銀行を設立して、外國銀行に拒否せられた商人の信用を回復するに努めたること。
4 包裝其他の事情に留意し、輸出に必要なる事項に注意を拂つた。

5 國際博覽會に出品し國產紹介に努めたること。
6 港內警察の特別制度を設けたること。
7 港內及海上運輸關係を實際家に信托する希望のあること。
8 經濟上更に大なる特權を商業會議所に賦與する希望のあること。
9 荷揚荷卸に關する特別制度を設けたること。

以上の結果、明に君府地方の經濟的發展を來し、諸事好都合となるに至つた。更に君府商業會議所は貿易の發展を助長する爲、左の如き設備を施した。

1 君府港をして國際的貿易の中心地とするが爲に、近世的設備をなしたること。
2 港內行政關係につき特別豫算及特別制度を設け港內事務の管理をなすこと、なつた。
3 荷物積替の便宜を圖る爲倉庫を增設しつゝあること。

4　荷揚會社に命じ、其の重要なる地位にある人物を更迭し、又會社の態度方針を變更せしめたること。

5　大定期船に對し、直接石炭の供給が出來る樣石炭倉庫を設置したること。

6　ハイダル、パシヤに於て荷揚荷卸に關する制度を設けたること。

7　銀行內の商業信用制度の改善を圖つた。

商務省は右の設置により、君府港の進歩發達を遂げしめ、從來政府の方策緩漫なりし爲に生ぜる、君府の衰微を回復し、再び君府が地中海沿岸諸國に於ける、第一港として、商業上有利の地位に到達し得る爲に必要なる設備をなすべき旨を聲明して居る。

第二款　スミルナ

スミルナは、古くイオニアン時代から、商業市として發達し、最近迄相當繁榮

して來たが、希土戰爭の際、市街の大半が灰燼に歸し、其後復興事業渉々しからず、從つて、現在のスミルナは顏る見窄しい有樣であるが、以下述ぶる如き其の經濟的地位に鑑み、ヒンターランドの產業活潑となるを得ば、昔日の隆盛を返すに至ること火を堵るより明かである。

スミルナ市は君府勃興以來、歐亞通交路たるの地位を失つたが、背後地との經濟關係に於て、次第に重きをなして來たのである。從來スミルナ市には特殊の製造工業を有して居ないが、內地への物資供給地として、又內地物產の輸出港として重要なる地位を占めて居る。而して背後のアナトリヤ內地とはカサバ、アイディン、バンテルマの三鐵道沿線並海岸地方を指し、アダナ平原と共に、土耳其に於て、屈指の肥沃なる地方である。農業が重要なる產業であつて、穀物、煙草、棉花、バロニア(鞣皮用)甘草、果實(重に葡萄、無花果、オリューヴ)阿片、オリューヴ油等が生產され、就中乾果は品質の優良なる點に於て世界

に比ぶべきものもなく、煙草は、品質の點に於てサムスウン、パフラ産に劣るも、數量は遙に凌駕して居る。如斯、スミルナの背後は地味豐かである上に、氣溫概して農作物の生育に適して居る地方であるが、(一) 曾て同方面に於て主要産業の方法一般に幼稚であつて、生産的でなく、(二) 農産物加工業勞働者が著しく分子たる希臘人が放逐せられ、熟練勞働者殊に、不足を告げたること、(三) 資金の欠乏に痛く苦しんで居ること、(四) 希土戰爭の際耕地が荒され、未だ充分復舊して居らざること、加之一九二五年二六年は天候不良の爲、農收豫期の如くでなかつたこと等が禍して、現在之等地方の經濟は全く疲弊し切つて居る。從つて購買力も大戰前以下に低下し、漸く必需品を買ひ得る程度であつて、是が後述のスミルナ市民 貧窮と相俟つて、スミルナの輸出入貿易を不振ならしめた、大なる原因をなして居るのである。

スミルナ港輸出入貿易は遙に輸出超過を示して居る。(第三章第二節輸出入貿易統計參照)然るに是等輸出超過に依る剩餘金は、重なる生産者である地方民の所得こなるもの、如く、一應推定されるが、實際は地方經濟不振の爲、農民はスミルナの輸出商より、高利資金の融通を受けて、耕作するの已むなき狀態にあり、他方輸出商こ青田契約を結んで、不當の廉價を以て、農作物を買上げらるゝを常こして居るから、結局利益の大部分は、輸出商の懷に入り、地方民は依然こして、困窮狀態を脫し得られないのである。故に、現在のスミルナ港輸入品は、生活必需品が大部分であつて、贅澤品の輸入は極めて少量である。次に、スミルナ港に陸揚さるゝ、外國貨物の內、二〇%丈けが君府より來り、殘りが直接關係國より輸入されて居るのである。日本商品に就て見るも、同樣にして、君府を經由するもの極めて少く、大部分はボートサイドに於て積替の上直接輸入されて居る。之を要するに現在のスミルナ及內地は、天惠の地位を充分に

利用して居らぬが、官民共に各方面に向つて、經濟資源の開發に努めて居るから、玆十箇年間に差して大なる、天然又は人爲の災害を蒙ることがなければ、同港の回復は逆睹するに難くない。

次にスミルナ市は、一九二二年の大火に遭ひ、山手土耳其人住宅區域一部を殘し、市街の大半を焦土と化したることは、前述の如くであるが、爾來五箇年餘を經過したるも、財政不如意の爲、道路其他營造物の建設意の如く進まず、繁榮區域と雖も、頗る憐れな狀態にあるのである。稅關は一萬平方米及四千平方米の倉庫を有し、尙ほ大商社は附屬倉庫を有して居るが、其他には共同倉庫の設備なく、稅關倉庫外に、貨物の雨晒になつて居るものもある狀態である。

尙ほ新都市計畫に依る、スミルナ市は、東西に十キロ南北に四キロに亘る廣大なる面積を占め、放射式設計に依り、商業區、港區、官廳區、並住宅地に分れて居る。右實現の曉は、近東に於ける最嶄新の貿易港となることを得るであらふ。尙ほ、一九一四年以降の貿易關係及施設改善等に關しては、第三章第三節第一款君府に於て述べたると大同小異である。

第四章 本邦との通商關係

第一節 概說

日土間に通商關係の進展したのは終戰以後のことであつて、其れ以前には大阪商人中村某が小規模なる本邦品の雜貨店を經營し、オットマン宮廷に漆器、陶磁器、絹布等の日本工業美術品を納めて居つたのみで、其れ以外に所謂貿易關係者は殆んど無かつたのであるが、終戰と共に、君府經濟界は活況を呈して來た。加ふるに露國よりの避難民が君府に集り來るに連れ、戰爭中世界的に販路を開拓したる、本邦雜貨の當地に於ける需要は激增したのである。現

に當時君府に於ける一本邦雜貨取扱商チエツコ人パスカール・レーモンドと

稱する、曾て中村の店員たりし者が、富士山なる店名にて、本邦雜貨を取扱つて居るが、蚤取粉の賣上高のみにて、優に其の日の生計を營むことが出來るとふことである。而して、本邦輸出額の大部分を占むる粗布が、大量に輸入せらるゝ樣になつたのは、玆數年來のことであつて、日土貿易關係の趨勢を明示したる資料なきも、大藏省の調査せる所に依れば、一九一九年に本邦より土國への輸出總額は、中繼輸出を除き漸く二十二萬九千八百九圓なりしが、五年後の一九二三年には、二百十六萬三千八百九十六圓に激增し、其の翌年一九二四年には四百三十七萬一千圓に增加したのである。同國稅關も大體同樣の數字を表して居る。

右增加の主なる原因は、粗布の輸入にありて、其の破竹の勢は、當時綿布界を支配せる、米國品を驅逐するに至つたのである。大阪商業會議所の調査に依れば、大正十三年(一九二四年)大阪より土耳其に仕向けられたる綿布のみにて

も、生シーティング七百八十一萬八千八百四十碼、價格二百五萬三千五百二十圓、天竺布九萬三千六百二十碼、二萬四千二百二十六圓、綾木綿十四萬碼、三萬八千二百三圓に達して居る。

君府商業會議所の調査せし所に依れば、粗布以外の輸入品は一九二三年度に於て、絹織物の輸入額四千七百七十六土貨磅(百十キログラム)なる由なるも、之以外にリオン邊より中繼輸入をなし居るものもあると云はれて居る。次に臺灣茶が紅茶混料として、相當輸入せられて居るが、其の數量並價格は不明である。然し綠茶は當方面の人の嗜好に適せざる爲、殆んど輸入されて居ない。コーヒー茶碗として瀨戸の安物、或は金線入の東洋模樣の物が歡迎せられて居り、約二千土貨磅內外の輸入があつた。其他ブラッシの二千五百土貨磅金物類九千九百三十三土貨磅等であるが、之等は殆んど小口に取引されたものである。同年後メリヤス殊に靴下が相當輸入せられ、其他セルロイド製